

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
351	令和2年12月18日	令和3年1月27日	農林水産省競馬事業の二重構造と二重免許認可制度の解消と一元化	農林水産省の競馬課がJRAと地方競馬それぞれで行っている競馬事業の一元化を提案します。 競馬の組織自体をJリーグのようなピラミッド組織へ調教師騎手及び馬も強いも上がっていく切確琢磨する組織への変換。 JRAとNARがそれぞれで行う人材育成組織(競馬学校)の統一調教師・騎手の免許制度認可の二重構造の一元化	同じ競馬を運営するのに農林水産省の競馬課はJRAと地方競馬の二重組織で運営されて役人の人件費等無駄が多いのではないかと一元化を提案。 競馬の魅力を上げるために組織自体統合一元化した後Jリーグのようなピラミッド組織にして地域性を出し地元から出た馬や騎手をファンが応援し感情移入できるようにする。 調教師騎手及び馬も強いも上がっていく切確琢磨できる組織への変換が必要である。 カジノ事業などとの一線を固りバランスをとる。 同じ競馬でもJRAと地方競馬の職業格差は甚大で地方競馬で勤務する人達の生活は致命的です。地方競馬の売り上げが堅調な今変革のタイミングです。 JRAとNARがそれぞれで行う人材育成組織(競馬学校)をもち敷地や教育環境等すべてが無駄な二重構造。なのに入学者は年にJRAが5~8名地方競馬は10~20名と間口も狭い その他に調教師・騎手の免許制度認可の二重構造はいかがなものか。日本国内でそれぞれ違う免許が存在するものは調教師と騎手ぐらい。自動車運転免許証は国内に2種類ありますか？分けるなら経験や勝ち数でレベル分けがいい。 早急な一元化をし地方競馬で従事している方への職業差別も無くす必要がある。	個人	農林水産省	①中央競馬と地方競馬 競馬は、競馬法に基づき実施されており、中央競馬は、畜産振興及び国家財政への寄与を目的として日本中央競馬会(JRA)(特殊法人)が実施しています。一方、地方競馬は畜産振興及び地方財政の改善を目的として、各都道府県等の地方自治体が主催者となり自ら実施しており、現在、14の都道府県等が実施しています。 なお、中央・地方競馬(又は地方競馬間)の交流競走が実施されており、中央競馬と地方競馬の各競馬場等の所属馬、調教師、騎手が交流する場が設けられています。 ②調教師・騎手の免許制度 調教師・騎手の免許は、公正確保の一つの手段として不適格者を排除するためのものであり、競馬の施行と密接な関係があることから、免許業務は主催者等が実施することとされています。このため、中央競馬については主催者たるJRAが免許業務を実施しており、また、地方競馬については、地方競馬主催者の意思と責任で運営される地方競馬全国協会(地方共同法人)が一元的に実施しています。	競馬法第1条の2、第16条及び第22条	対応不可	① 制度の現状に記載のとおり、中央競馬と地方競馬では、競馬開催の目的が異なり、また、地方競馬は、都道府県等が自ら主催者となっていることから、中央競馬と地方競馬の競馬事業を一元化することは困難です。 ② 免許業務を行う者は、制度の現状に記載のとおり、公正確保の観点から主催者等が行うべきものですが、①のとおり主催者を一元化することは困難なので、免許制度を一元化することは困難です。	
353	令和2年12月18日	令和3年2月18日	公文書管理(情報公開制度)について	情報公開制度に基づく文書管理が煩雑すぎる。 保管文書の大分類・中分類等は各省庁共通でも少し簡略化し、文言による表記ではなくDXを多用した(例えるならQRコード等を利用)文書管理システムにするべき。	森友学園問題を機に政府による公文書管理の(政治的施策のためか)不手際を現場の公務員に「こうやって情報公開制度に基づき管理しろよ」と言わんばかりに押し付けられたせいで、現場では就業時間中における文書管理が占める割合は少ないとは言えない、公務員としての職務を行うためにも、情報公開制度に伴う文書保存・背景紙表記などを現場職員の意見をもっと聞き入れてDX技術を活用し、現場職員・情報公開請求者双方がWinWinになれる情報公開制度に伴う文書管理を見直して頂きたい。 現場で行っている文書管理業務は、時代に逆行したアナログ業務になっている。	個人	内閣府総務省	公文書等の管理に関する法律施行令(平成22年12月22日政令第250号)第8条第1項 公文書等の管理に関する法律施行令(平成22年12月22日政令第250号)第8条では、行政文書及び行政文書ファイルについて、当該行政機関の事務及び事業の性質、内容等に応じて系統的に分類し、分かりやすい名称を付さなければならないとされています。 「公文書管理の適正の確保のための取組について」(平成30年7月20日 行政文書の管理の在り方等に関する関係会議決定)では、取組の柱の一つとして、電子管理の推進による体系的・効率的管理の実現を目指すこととしており、それを受けて、翌年3月に「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」(平成31年3月25日内閣総理大臣決定)を定め、関係会議決定で打ち出された電子的文書管理の方向性を示しています。	公文書等の管理に関する法律施行令(平成22年12月22日政令第250号)第8条第1項 行政文書の電子的管理についての基本的な方針(平成31年3月25日内閣総理大臣決定) 共有フォルダにおける行政文書の電子的管理に関するマニュアル(2019年2月1日策定 2019年8月30日改訂)	現行制度下で対応可能	行政文書の電子的管理についての基本的な方針(平成31年3月25日内閣総理大臣決定)では、電子媒体を正本・原本として体系的に管理することを基本に、「当面の措置」として共有フォルダを対象に現行技術で対応可能な範囲で電子的管理を行うこととし、将来的にこれを自動化・システム化することを掲げています。 「共有フォルダにおける行政文書の電子的管理に関するマニュアル」(2019年2月1日内閣府大臣官房公文書管理課(2019年8月30日改訂))では、共有フォルダの体系的管理を目的に、①行政文書を保存するフォルダの構造や名称を行政文書ファイル管理簿と一致させる、②ファイルの名称もルールを定め標準化するという具体策を提示し、各行政機関で取り組んでいくこととしています。これにより、①分類の設定が容易になるとともに、②行政文書の所在把握や探索が容易となることにより、情報公開請求の対象文書の探索・特定、行政文書該当性の判断を効率的に行うことが可能となると考えられます。また、今後の本格的な電子的管理によるメタデータの付与により、検索性や文書管理の効率をさらに高められるものと考えています。	
354	令和2年12月18日	令和3年1月27日	労働力調査の件	令和2年9月総務省統計局実施の国勢調査とほぼ同時期に、当世帯に同局より労働力調査の依頼がありました。設問が国勢調査とほぼ重複しているため、国勢調査が実施される年に従来の労働力調査は不要と考えます。	全国民が対象である国勢調査が行われる年に、わずか4万世帯程度とはるかにサンプル数が少ない(=精度が低い)労働力調査を行うことは、明らかな無駄であります。調査員への報酬、データ処理にかかるコストのみでなく、回答者にも無駄な労力を強いものです。 なお、わたし個人の価値観では、国民生活の改善につながるのであれば、データを提供すること自体を徳助に感じingことはありません。しかしながら、ほんの1週間前に回答したのとほぼ同じ設問に回答する徒労感には拭えません。 また、論点は少しずつありますが、酷似した調査を短期間に2度実施するなどという拙い行いを国がするはずが無いと信じる気持ちから、国勢調査に便乗した詐欺ではないかと疑ってしまっただけ面もあります。 以上より、5の倍数年の労働力調査は廃止、もしくは国勢調査の設問との重複を避けることを提案致します。	個人	総務省	労働力調査は、統計法に基づく基幹統計『労働力統計』を作成するための統計調査であり、我が国における毎月の最新の就業・不就業の実態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的に、毎月、都道府県を通じて調査を実施しています。 完全失業率など、現下の雇用情勢を迅速に把握し、提供が必要があることから、無作為に抽出された約4万世帯を対象に、限られた回収期間で調査を実施することで、調査月の翌月末には調査結果を公表しています。	統計法 統計法施行令 労働力調査規則	対応不可	労働力調査は、我が国における毎月の最新の就業・不就業の実態を明らかにすることを目的とした統計調査であり、この調査から明らかになる完全失業率等は、景気判断や雇用対策等の基礎資料として利用されています。 現下の雇用情勢を迅速に把握し、提供が必要があることから、無作為に抽出された約4万世帯を対象に、限られた回収期間で調査を実施することで、調査月の翌月末には調査結果を公表しています。 一方、国勢調査は、5年に1度、すべての世帯を対象に、国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的に実施する統計調査であり、調査対象数が多いことから調査の実施、結果の公表には時間がかかります。 それぞれ目的や公表までの期間が異なる統計調査であることから、国勢調査の実施年においても、労働力調査を実施する必要があります。	
355	令和2年12月18日	令和3年1月27日	財務省の分割	財務省から国税庁を切り離すべきです。	まず先進国では普通のことです財務省の力が強すぎます。極端な話、財務省に不利な法案を出す議員等がいれば国税庁動かして徹底的に調べて逆らえないようにすることも可能です。	個人	財務省	番号93の回答を参照してください。				
356	令和2年12月18日	令和3年1月27日	在外公館(大使館等)の邦人関連業務改革、とりえず在外選挙人証発行の件	在外選挙人証の発行を迅速かつ簡便にすべきです。 現在の制度では、申請者が在外公館の窓口で申請し、選挙人証が発効されるまで2か月ぐらいかかります。 在外公館と各選挙管理委員会がネットワークで繋がっているならば、あっという間に解決すると思います。 あるいは、在留届も在外選挙人登録も全部、個人がスマホアプリでバッチやれるように出来ませんか？大使館などに向かず。また、紙の選挙人証自体も疑問です。オンラインで登録されているのであれば、パスポートで本人確認ができるはずですので。	タイ国在住ですが、友人たち(日本人)のうち在外選挙人登録をしているのはごく僅かです。もっと簡便な登録法があればいいのにいつも思っています。国政選挙への参加は国民の大切な権利ですので、在外邦人へのご配慮もよろしくお願ひ申し上げます。	個人	総務省 外務省	在外選挙人名簿への登録の申請の方法は、在外公館等に申請する場合(在外公館申請)と、出国時に市町村窓口で申請する場合(出国時申請)の二つの方法があります。在外選挙人名簿の登録(又は登録の移転)が行われると、申請者の住所を管轄する領事官を経由して、在外選挙人証が交付されます。	公職選挙法第30条の5及び第30条の6	検討を予定	登録申請手続の利便性の向上については、平成30年6月から、従来の在外公館申請に加え、国内で出国時に申請できることとしており、これにより選挙人は在外公館に向くことなく登録が可能となったところです。 なお、在外選挙人証のオンライン申請の導入及び在外選挙人証の電子化については、マイナンバーカードによる厳格な本人確認など留邦人の本人確認、住所確認を適切に行う手法の検討が不可欠であり、今後のマイナンバーカードの海外利用の状況などを見極めながら、検討していく課題であると考えています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
357	令和2年12月18日	令和3年1月27日	ハローワークの管轄について	現在、市区町村ごとに管轄のハローワークが定められているが、利用者が通いやすいハローワークで手続きができるよう、変更する。	自身の居住する市にはハローワークは無く、隣のA市にあるハローワークが管轄となっている。公共交通機関で通う場合、往復で1300円かかり、失業手当受給中は毎月通う必要があり、無収入での出費が負担であった。反対隣のB市のハローワークが数分のところにあるため、そちらでの手続きにしてみたいかと相談したが、市町村ごとで管轄が決まっているため不可能であるとの返答であった。 現在、自身は教育訓練給付金を受け、看護学校に通っているが、2ヶ月に1度通所する必要がある。学校の目の前にB市のハローワークがあるが、居住住所管轄のハローワークまでいく必要があり、開庁時間は学校のある時間と重複しているため、空きコマとお昼休憩の時間を合わせて、なんとか通所している状況である。人によっては、県をまたいで手続きに行き、また授業に戻ってくる、という状況の人もある。時間や交通費を無駄にしないためにも、利用者が通所しやすいハローワークで手続きができるようにしてほしい。	個人	厚生労働省	ハローワークでは、管轄のハローワーク以外での受給手続きを希望する申出があった場合、その必要があると認めるときに限り、他のハローワークでの手続きが可能としております。	雇用保険法 施行規則第54条	現行制度 下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
358	令和2年12月18日	令和3年7月7日	都道府県の見直し	最終的な理想は、道州制を導入し、市町村ごとに異なる行政サービスの統一化、州(エリア)への移管です。ただし、早急な移行は反発が予想されるため、まずは、陸運局(新車登録)、保育園・子ども園・学童の認可、小児医療費無償化は、管轄範囲を広域化し、現状の県をまたぐ転居時の登録やり直しの無駄をなくして欲しいです。広域化後のエリア分けは当面は、GoToトラベルの「地域共通クーポンの「地方別」の分け方で問題ないと考えます。 【見直し案の詳細】 https://note.com/sfmi/n/981b737c5b7	陸運局(新車登録)…転居時に登録手続きに本人または委託を受けた業者が向う必要がなくなり、手数料負担、窓口の負担がなくなる。ナンバーは初回登録時のままずっと継続するため、緊急自体宣言化で起きた「他県ナンバー車に対する排斥」が発生しにくくなる。また、ご当地ナンバー+希望番号の上乗せ料金を現状より値上げし、その地方の財源とする。継続車検、自賠責保険、車庫証明はマイナンバーに紐付け、マイナンバー連携によって継続車検のユーザー車検が増える可能性がある。保育園・子ども園・学童……同じ管轄エリア内なら、市外への転居でも転居届の提出だけで済み、手続きが簡素化される。選考基準が州ごととなり、隣接自治体の園への入園希望者で待機児童数が減る可能性がある。自治体ごとに基準が異なり、実態が不明だった待機児童数の正確な把握も可能になる。 小児医療費無償化……自治体間格差を是正できる。同じ管轄エリア内なら、転居時に手続き+再交付が必要になる。多すぎる小児科クリニックの統合を促す効果も考えられる。同様に保健所、国民健康保険(全年齢)、後期高齢者の国民健康保険、介護保険なども広域化し、同じ管轄エリア内なら保険料負担を同額とする。	個人	国土交通省 内閣府 厚生労働省	【国土交通省】 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)により、自動車(軽自動車等を除く。)は、所有権の公証及び使用実態等の把握のため、「登録」を受けなければ、運行してはならないこととされております。 その上で、登録された事項の正確性を保持するため、転居等により、既に登録されている自動車に係る所有者の住所や使用の本拠の位置等に変更があったときには、その転居等が都道府県を跨ぐか、同じ都道府県内であるかを問わず、「変更登録」を行うことが定められております。 変更登録を含む自動車の登録は、同法に基づき、国土交通大臣が、全国統一的な取扱いによって行うものであって、各都道府県知事が、それぞれ異なる取扱いによって行うものではないため、道州制導入のように都道府県の廃置分合を行ったとしても、その手続きに変更はありません。 また、ナンバープレートの交付手数料は、地方版図柄入りのものや希望番号のものも含めて、交付に要する製造原価等の実費に応じて算出した額を収受することとしております。 なお、自動車を保有するためには、各種手続(検査登録、保管場所証明)と税・手数料の納付が必要ですが、「自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)」を利用することによって、これらをオンラインで一括して行うことが可能となっております。また、OSSにおいては、マイナンバーカード等の電子証明機能を活用し、本人確認を行っているところであります。 【内閣府】 子ども・子育て支援新制度内の保育園等を利用する場合においては、居住する市町村に対し、教育・保育給付認定を申請し、その認定を受けることと定めています(子ども・子育て支援法第20条第1項)。 なお、市町村間において、マイナンバーによる情報連携で、認定を行った際に通知する利用者負担額の算定のための必要な税情報取得は可能です。 【厚生労働省】 子どもの医療費については、国として、医療保険制度において、未就学児の医療費の自己負担を3割から2割に軽減しています。これに加えて、自己負担の更なる軽減を図るために自治体独自の助成制度が行われています。 このような助成制度を、全て国の制度として創設することは、厳しい財政状況等を勘案すると、現時点では課題が多いと考えており、慎重な検討が必要です。 隣接自治体の園への入園については、利用者が居住する市区町村と施設・事業が所在する市区町村間で調整のうえ、保育所の広域利用が可能です。 放課後児童クラブは、市町村を実施主体とし、市町村が定める地域子ども・子育て支援事業計画に基づき、事業を実施しております。 介護保険では、住民に最も身近な基礎自治体である市町村を保険者とし、各市町村における被保険者の所得状況やサービス見込量等に基づき、保険料を設定しています。なお、財政安定化や事務効率化を図るため、複数の保険者にて広域連合や一部事務組合を組織し、保険事業を運営することも可能となっております。 保健所が地域保健対策における中核としての機能を果たし、地域の特性を踏まえつつ住民のニーズに的確に対応することを確保する観点から、ご提案の広域化について対応することは困難です。 (保健所については、地域保健法において、保健所の設置及び運営を円滑に遂行できる人口規模を備えた自治体が保健サービスを一体的に実施できるよう、都道府県のほか、政令指定都市や中核市、特別区等において設置することを定めるとともに、都道府県が設置する保健所の所管区域については、医療・介護・福祉等の関連施策と連携を図るため、医療計画や介護保険事業支援計画の区域を参照して設定しなければならないこととしております。) 後期高齢者医療制度においては、運営主体は、都道府県の区域ごとに設置されている、当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合であるため、既に広域化されております。また、広域連合内を構成している各市町村の後期高齢者医療保険料は基本的に同額となっております。 国民健康保険制度においては、都道府県が財政運営の主体として中心的役割を担い、市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を担うこととされています。なお、財政安定化や事務効率化を図るため、複数の保険者にて広域連合や一部事務組合を組織し、保健事業を運営することも可能となっております。 保険料率については、都道府県内で統一することも可能としていますが、市町村ごとの医療費水準や医療提供体制に差があることに留意する観点から、ご提案の広域化について対応することは困難です。	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第4条、第12条、第27条第1項及び第2項 子ども・子育て支援法第20条第1項 地方自治法第284条	【国土交通省】 対応不可 【内閣府】 検討を予定 【厚生労働省】 対応不可	【国土交通省】 「変更登録」は、住所等の自動車登録ファイルに記録されている事項の正確性を保持するための手続きであり、例えば、自動車のリコールに伴う修理案内の送付、発見された盗難自動車の返却、自動車税の納税通知書の送付といった手続きを確実・円滑に行うことができるようになることから、所有者の住所を正確に把握しておくことが必要であると考えております。 また、ナンバープレートの交付手数料は、交付に要する実費に応じた額を自動車ユーザー等から収受するものであるところ、この目的を外れて、地方自治体の財源とすることは困難と考えられます。 以上のとおり、自動車登録に際しては、道路運送車両法の規定により、所定の手続きや手数料が必要となりますが、ご理解いただきますようお願いいたします。 OSSについては、これまで対象手続・地域の拡大、利便性向上等を進めてきたところですが、引き続き、関係省庁等と連携し、これらの取組を進めて参ります。 【内閣府】 転出入の際の手続き等に関し、マイナンバーによる情報連携に必要な税情報取得は可能である旨、引き続き市町村に対して周知するなど、手続きの簡素化を進めてまいります。 【厚生労働省】 利用者が、居住地以外の保育所の利用を希望する場合を含め、地域の実情に応じた適切な利用調整が行われるよう、引き続き周知してまいります。 放課後児童クラブについて、地域での多種多様な取組から広がったという背景もあることから、市町村において地域の実情に応じた事業を行うことが重要であるとと考えております。 社会保険である介護保険制度においては、市町村を保険者とし、当該市町村における状況をきめ細かく反映して保険料を設定することが重要であるとと考えております。なお、広域連合を構成している各市町村の介護保険料は基本的に同額となっております。 国民健康保険制度においては、市町村ごとの医療費水準や医療提供体制に差があることに留意し、保険料を設定することが重要であるとと考えております。なお、都道府県内の統一に向けた議論を深めることが重要としています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
359	令和2年12月18日	令和3年1月27日	全国学力・学習状況調査を抽出調査に	全国学力・学習状況調査を抽出調査に変更し、行政調査としての役割(教育政策に生かすために)に絞る。そのことによって、調査に係る費用の削減と教員の負担軽減を図る。	全国学力・学習状況調査は「指導」と「政策」という両立が難しい目的を掲げており、結果として、いずれの目的も果たせていない。「指導」のためテストを使うならスピードが重要であり、結果を即座に一人一人の指導に反映すべく、現在のように数カ月もかかっているのは役に立たない。(自治体・学校の判断で自己採点を行なっているが、それが教員の時間外勤務増加の一因になっている)「政策」のためなら質が重要で、学力との関連が指摘される子どもの生活環境を調べることも必要になる。しかし、生活環境もほとんど調べられていない。何より問題なのは、テストでどのような学力を測るかという肝心な点がしめされていないことである。これらのことから、費用に対しての効果が不明確であるうえ、教育現場に過度な負担を強いる調査方法を取り止め、政策に必要なデータを収集することに徹することが必要なのではないか。	個人	文部科学省	全国学力・学習状況調査は、 ・全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することによって、国や全ての教育委員会における教育施策の成果と課題を分析し、その改善を図る ・学校における個々の児童生徒への教育指導や学習状況の改善・充実等に役立てる ・そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的として、小学6年生と中学3年生の全児童生徒を対象に、教科に関する調査と生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査を毎年実施しています。		対応不可	全国学力・学習状況調査の制度の現状欄に記載の目的を確実に果たすためには、調査を通じて、全ての市町村教育委員会において自らの教育施策の成果と課題を分析し、改善を図ることができるようにすること、全ての学校において個々の児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てられることが必要であり、引き続き、学習指導要領の示す理念や内容等に基づき出題するとともに、記述式も取り入れ、より丁寧に児童生徒の学力を的確に把握できるように努めています。そのため、採点に一定期間を要するものの、より速やかに学校現場において調査結果を活用いただけるようその期間の短縮に努めてきているところです。また、現在、学校現場への負担をできる限り軽減する観点から、学校質問紙調査のWeb回答方式への切り替えや児童生徒質問紙調査におけるWeb回答方式の導入の検証などを進めているところです。さらに、調査のCBT化(コンピュータ使用型調査)に向けた検討も進めており、これにより調査用紙の取り扱いの負担軽減や結果提供の迅速化が見込まれるところです。 なお、学校及び児童生徒質問紙調査では、学習環境や生活習慣等に関する項目を設け、学力との関連について把握・分析するとともに、より幅広く学力の状況を把握し、その経年変化や経済的な面も含めた家庭の状況と学力等の状況を把握・分析するため、3年に一度程度、「経年変化分析調査」や「保護者に対する調査」を実施し、これらを国の教育施策や教育指導の改善充実に向け活用しているところです。今後とも同調査の適切な実施と負担の軽減等に向けた不断の見直しに努めてまいります。	
360	令和2年12月18日	令和3年1月27日	独立行政法人、日本学生支援機構の手続きに関して。	本年度から開始された、独立行政法人、日本学生支援機構の給付型奨学金などの手続きが、余りにも煩雑すぎます。また、問い合わせに関しても、明確に説明できない問題に対しては、独立行政法人、日本学生支援機構と大学が、責任所在の押し付け合いの為、迅速に手続きが出来ない状態です。	独立行政法人、日本学生支援機構の対応は、親権者ではなく、成人大学生は、本人のみの対応以外は、一切受け付けない現状ですが、成人大学生であっても、学費の支払いを実行しているのは、親権者であります。また、親権者世帯主の個人情報を提供する為、親権者手続きも了承すべき案件です。また、書類上の手続き、及び、インターネット手続きの両方が必要の為、大変に複雑であり、無駄な時間を必要とします。また、非課税世帯の家庭においては、スマートフォンやパソコンを所持出来ない家庭がある事を伝えても、独立行政法人、日本学生支援機構は、一切了承しない事態であります。通学している大学において、書類を親権者に対して配布し、親権者確認のもと、親権者の個人情報を提供して、親権者が手続きをするべきだと思います。また、オンライン環境が無い家庭においては、書類申請のみで、受け付け対応をするべきです。さらに、独立行政法人、日本学生支援機構の電話対応窓口は、大変、不適切な言動が多い為、経費の無駄遣いと、確信しております。	個人	文部科学省	給付型奨学金の申請手続きに係る一般的な問い合わせについては、学生本人でなくとも可能です。申請は、原則として支援対象となる学生本人が実施することとなりますが、本人が申請できない特別な事情がある場合は、委任状等を本人が提出することにより、親による代理申請が可能です。手続きの迅速化・簡素化、早期の支給開始のため、奨学金の申請は、原則としてインターネットによるものとしています。しかし、家庭にインターネット環境が整備されておらず、学内設備等も利用できない状況にある等の場合は、個別に相談いただければ書類での申請を認めています。	独立行政法人日本学生支援機構「業務方法書」第30条の8第2項	現行制度下で対応可能	引き続き申請者への負担が軽減されるように努めてまいります。また、受電対応の改善、質の向上にも努めてまいります。	
361	令和2年12月18日	令和3年1月27日	国勢調査の職業欄について	国勢調査の職業欄に、会社名、職業の内容をなぜ手書きで記入しなければならないのか?1.会社名を記入して、追跡調査(統計調査員が会社に行って、この人いますかと訊くのか。)もしない。産業分類のコードや法人番号を記入するなど、何も検討されていない。2.職業の内容を詳細に書かせるのか?書いた内容を統計局で入力し、分類するのか。労力の無駄である。本人に産業分類コードを記入させてればよい。内容を見て統計局で分類するとしても間違いはあるはず。	個人情報保護法ができて、国勢調査は何も改正していない。職業内容を詳細に書けというが、風俗業(ソープなど)などどう書くのか、調査される国民の立場に立った調査方法を何も考えていない。 調査用紙へのペンの記入やネットからの入力でも同じだが、それを統計局で入力したり、精査することの労力にかかる費用も相当なものと思える。職業内容を統計局が精査するのはなく、産業分類コードにして申告された調査内容を信用すべき。日本人は教育レベルが高い。ネットのQ&Aを充実すれば、文字入力をせず、コード入力にできるはず。どうしてもできない人は電話対応など考えればよい。 とにかく、個人情報の保護、センシティブ情報の保護など、何も考えてこなかった統計局の怠慢である。	個人	総務省	国勢調査の調査事項については、統計法に基づく統計委員会への諮問審議を経て、総務大臣からの承認を受け定められております。調査事項のうち「勤め先・業主などの名称及び事業の内容」及び「本人の仕事の内容」は、産業や職業の分類を正確に行うために把握しているものです。国勢調査では、日本標準産業分類及び日本標準職業分類に基づき、約250種類の産業、約230種類の職業に分類して集計しております。	統計法	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、国勢調査では、日本標準産業分類及び日本標準職業分類に基づき、約250種類の産業、約230種類の職業に分類して集計しており、この中から該当する分類を御自身で調べて回答する方法は、回答者の負担が非常に大きくなることから困難です。	
362	令和2年12月18日	令和3年3月9日	厚生労働省発表新型コロナウイルス感染症状況の電子データ公開	厚生労働省が、以下のサイトにて毎日提供している新型コロナウイルスに係る種々の情報を電子情報としても提供します。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00086.html 例えば、 【PCR検査に関する参考資料】 ○国内における都道府県別のPCR検査陽性者数 ○国内における新型コロナウイルスに係るPCR検査の実施状況 ○新型コロナウイルスのPCR検査総実施件数(都道府県別 ※地方衛生研究所・保健所からの回答を集計)	厚生労働省は毎日、以下のサイトにて新型コロナウイルスに係る種々の情報を提供しています。 https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/open-data.html 例えば、 【PCR検査に関する参考資料】 ○国内における都道府県別のPCR検査陽性者数 ○国内における新型コロナウイルスに係るPCR検査の実施状況 ○新型コロナウイルスのPCR検査総実施件数(都道府県別 ※地方衛生研究所・保健所からの回答を集計)	個人	厚生労働省	厚生労働省では、PCR検査実施人数やPCR検査の実施状況などについて、オープンデータとして以下のURLにて公開しております。 https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/open-data.html	なし	対応	新型コロナウイルスに関する情報について、PDF等の加工不能媒体のみではなく、CSV形式でも公開しておりますが、今後も加工可能な形式で公開するデータを充実していきたいと考えています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
363	令和2年12月18日	令和3年2月18日	分散している図書館機能を取りまとめ、日本に科学技術情報のハブを設置しましょう。	日本の大学や公的研究機関などに分散している科学技術情報源(図書館機能)をとりまとめ、日本にイギリスのマンチェスターセンターのような電子化された学術情報源のハブを作りましょう。科学技術情報源の整備による「科学技術振興」と「金銭的節約」についての提案です。電子ジャーナルや学術データベースの英国型運用により、日本の稼働研究者数を質的数増し、優れた成果を増やすことが可能です。	歴代ノーベル賞の獲得数世界第2位のイギリスは研究者の数的に日本よりも小さな規模です。しかし、本質的な研究を数多く行なっています。この違いは研究情報源の整備の差と存じます。イギリスやカナダでは、大英博物館→大英図書館→マンチェスターセンターの流れを汲む公的な科学技術に関する研究情報源をもっています。公開されている科学技術情報のインテリジェンスは重要です。イギリスではどの大学の教員でも十分な電子ジャーナルやデータベースなどの研究情報に接せられます。それにより短期間でアイデアを研究に結びつけられます。一方、日本ではその情報源の使用料金を各大学にまかしているため、全体でお金と時間の無駄が生じています。若い人材を活かせません。アイデアを研究とするために必要な情報収集に多大な時間がかかります。これは「大学や組織間の競争」として行なわれています。本来競争させるべきは「研究内容」であり大学や研究者ではありません。底辺大学まで含めて、すべての大学教員、研究者が、等しく最上のデータベースや電子ジャーナルを使えば、科学技術の基礎研究力の底上げにつながります。量的な増大は質的な向上につながります。さらに、情報やその管理を集約することで、設備を節約し、管理のための人件費を減らせます。現在、各大学がそれぞれ支払っている費用を電子ジャーナル発行元にまとめて払うことにより、値引きも可能になります。最近、大学でコンソシアムを作って、マスマリットを引き出しておりますが、これを国主導で行なえば、さらに大きな効果を期待できます。書籍から電子デジタル情報化された学術情報の新しい入れ物が必要です。	個人	文部科学省	我が国では、電子ジャーナル、データベース、電子書籍について、大学図書館コンソーシアム連合(JUSTICE)が出版社等と交渉を行い、合意した契約モデルをコンソーシアムの各会員館へ提示していますが、契約主体は各大学であり、JUSTICE提案の契約モデルを選択するかどうかも含めて、各大学で判断しています。そのため、契約内容、契約価格等も大学毎に異なっています。※大学図書館コンソーシアム連合:平成23年4月に発足。国公私立大学の図書館が会員館として登録。(1月12日現在の会員館:549館) 英国では、電子ジャーナル、データベース、電子書籍について、Jisc Collectionsというコンソーシアムが出版社等と交渉し(Jisc Collectionsの交渉対象はこのほか多岐にわたります。)、合意した標準的な契約モデルをコンソーシアムの各会員館へ提示しますが、我が国と同様に、原則、契約の主体は各大学と承知しています。	なし	その他	特に、電子ジャーナルにおいては、世界的に継続的な価格上昇等が問題となっており、論文等の学術情報へのアクセス確保の在り方について、各国ともに議論・検討されている状況です。なお、国が主導して出版社と契約し、国全体を包括するような一括契約を結ぶことは、必ずしも価格上昇の抑制につながるものではありません。(「大学等におけるジャーナル環境の整備と我が国のジャーナルの発信力強化の在り方について」平成26年8月ジャーナル問題に関する検討会) 文部科学省においては、令和元年6月14日に科学技術・学術審議会の下にジャーナル問題検討部会を設置し、令和3年2月12日に審議まとめを取りまとめたとのことです。本審議まとめを踏まえ、引き続き学術情報基盤の整備に取り組んでまいります。	
364	令和2年12月18日	令和3年1月27日	ETCシステムの有効活用について	現在のETCシステムは有料道路以外で使用できませんが、利用者番号サービスといわれる、あらかじめ登録したETC車載器の番号を基に生成された利用者番号とサービス利用時に生成された利用者番号を照合することで入退管理サービス・決済サービス・顧客管理サービスがあります。このサービスを活用するには一般財団法人ITSサービス高度化機構側のデータベースを基に変化された利用者番号との照合が必要になりますが、ITS側で行う利用者番号の照会や提供等も民間で行うようにできないものでしょうか。	ITS側で行うことを民間で行うことで、民間サービスの拡大に繋がると思っています。また、有料道路以外でも有料道路のようにETCカードによる決済が可能になれば、コインパーキング等の活用に繋がりと、設備投資の促進に繋がると考えられます。	個人	国土交通省	「利用者番号サービス」については、民間からの要望を受け、既存のETCシステムを直接用いることなく、ETC車載器の機能の一部を料金決済に活用するサービスとして検討され、平成18年より利用を開始したものです。 その後、国土交通省では、民間事業者によるETCシステムを用いた決済サービスを可能とするため、令和元年11月11日に「ETC多目的利用システムの利用に関する要綱」を定めています。 本要綱に基づき、駐車場やドライブスルー等、高速道路以外の施設におけるETCでの決済が可能となり、現状では、民間事業者によるサービスの拡大が推進されています。	有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令	その他	「制度の現状」欄に記載のとおりです。	
365	令和2年12月18日	令和3年1月27日	地図混乱地域における地図訂正の簡素・迅速化	国民の財産でもある土地について、地籍調査及び登記所備付地図整備が遅々として進んでいない地域においては、精度の落ちる公図を地図の代用としているため土地売買や地域の開発に支障をきたす原因となっています。公図の土地配置誤りや地番間違いなど単純な地図の訂正は、住民等からの申し出があれば、市町村と共同して調査、登記官の職権による地図訂正を義務化し、固定資産税の適正課税と地図混乱地域の早期解消を切望します。本来、国の事業として地図整備を行うところ、整備遅れから境界争いなどの問題が発生しても国民の問題として国も地方も当事者意識に欠けた対応となっていると考えます。管内閣の実行力を頼りに本提案を致します。	近畿地方を中心に地籍調査及び登記所備付地図整備が遅々として進んでおらず、明治期に作成された精度の低い公図を、地図に準ずる図面として使用していることから、地図と現況の異なる地図混乱地域が存在している。この中には、公図自体が土地の位置を誤っているものや地番を誤ったものなどもあり、権利関係が明確でないことから土地の売買が出来ない、地域の開発が滞るなど、社会問題化・経済活動障害などが発生している。国土交通省による地籍調査や法務局による登記所備付地図整備は、半世紀経っても重要な地域では進捗の度合いが著しく低く、前述のように国民の財産権に大きく影響を与えている。元々、地租徴収を目的に市町村役人が指揮して作成したとされる公図は、所謂縄伸びなど正確さに欠け、配置も絵図を元にしていることを考えると、都市部の未調査地域の地図整備には困難さが伺えるが、できることから早急に対応する必要があると考えます。主務官庁の法務局、固定資産税徴収官庁の市町村は、当事者として地図混乱の解消に手をこまねくことなく体制を整え、国民からの地図訂正申し出には国の費用と責任において調査されるよう要望します。提案者も公図の配置間違いにより財産権を侵害されている一人です。	個人	法務省	不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第16条第1項は、不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項の地図に表示された土地の区画又は地番に誤りがあるとき及び同法第14条第4項の地図に準ずる図面に表示された土地の位置、形状又は地番に誤りがあるときには、当該土地の表題部所有者又は登記名義人等から、その訂正の申出をすることができる旨を、同条第12項は、登記官は、申出に係る事項を調査した結果、地図又は地図に準ずる図面を訂正する必要があると認めるときは、地図又は地図に準ずる図面を訂正しなければならない旨を、それぞれ規定しています。	不動産登記法第14条第1項 不動産登記規則第16条第1項及び第12項	現行制度下で対応可能	「制度の現状」欄に記載したとおり、御提案にあるような義務については、既に不動産登記規則に定められています。	
367	令和2年12月18日	令和3年2月18日	e-Tax	関東信越国税局から石油ガス税の申告をe-Taxでという案内をもらってe-Taxへの移行を検討してみました。石油ガス税の申告は、付表を作成し、そこから申告書に税額が転記して作成しますが、e-Taxソフトで試しに作成してみたところ、付表からの転記が自動ではなかった。どうして?という感じ。ミスが減らすためにもシステムでできる作業は、自動化する仕様でなくてはならないか?	形だけ電子申告にしたという感じで、システム化のメリットというものが追及されていない。納付もダイレクト納付にすれば便利だと思って、検討したわけだが、どうせ源泉所得税、総務省管轄の住民税特別徴収の納税もあるんで、石油ガス税だけ電子化しても意味がないか?と思ったりする。住民税の特別徴収は、これまで1人分ずつ入力するか、csvファイルを作成するというシステム的な素養がないとできないようになっていて(前月分を繰り越せればいいのに)、出来が悪い。縦割りなので、違ったユーザーインターフェースを乗り越えて、一括でやれるようにするのが、この投稿の趣旨だとは思いますが、それ以前に1つ1つのユーザーインターフェースが悪すぎる。	個人	財務省 総務省	【財務省】 e-Taxソフトにおいては、基本的には、異なる帳票間で税額を自動転記するといった機能等は実装されていません。 【総務省】 個人住民税の特別徴収については、令和元年10月から地方税共通納税システムが稼働しており、すべての地方団体で電子納税が可能となっています。その際は、過去に行った納付情報の内容を複写し、納付を行うことが可能です。	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第5条	【財務省】 検討を予定 【総務省】 検討を予定	【財務省】 e-Taxソフトの利便性向上に向け、利用者のニーズのほか費用対効果も踏まえ、検討していきます。 【総務省】 制度の現状に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
368	令和2年12月18日	令和3年2月18日	元首相の合同葬について	元首相等の葬儀費用を閣議決定のみで、税金から支出しないでください。前例踏襲というのであれば、この点を改革していただきたいと思います。現職を除き、必要ないと考えます。国が葬儀を行う明確な根拠があるのでしょうか。どうしても税金を使用して葬儀を行いたいのであれば、対象者、支出の範囲等、国会で議論して、ルール化した後にしてください。その場合も恣意的な運用を防止してください。	1. 今年度についての効果 ・本年度の財政支出見直し効果 今年度予備費9643万円の削減。 削減分を本年度コロナ対策費に回すことで、一部対象者だけでなく、広く一般が受益者となる可能性がある。 2. 将来的な効果 ・将来的な財政支出削減効果 先例と同程度程度の葬儀コストが減ると同時に、突発的な支出がなくなる。 ・どうしても葬儀を行う場合、新ルールに基づき、国会等への報告を経て、支出を透明化し、支出額を抑える、または、一定額内に収めることができる。	個人	内閣府	番号178の回答を参照してください。				
369	令和2年12月18日	令和3年1月27日	国税庁(e-tax)のブラウザ対応について	国税庁のe-taxのブラウザ対応が、原則Internet explorerのみというのは不便すぎます。他のブラウザ対応を早急にしてください。40代以下で、Internet explorerを使っている人を見たことがありません。	デジタル化をすすめるためには、必要不可欠ではないでしょうか。	個人	財務省	番号206の回答を参照してください。				
370	令和2年12月18日	令和3年1月27日	国勢調査について	国勢調査実施時の紙面配布廃止及び市町村との連携。そもそも国民の個人情報は市町村に全てあると言っても過言では無い。わざわざ用紙を配布するのではなく、統計法を改正し国民の同意が得られれば国勢調査の為に個人情報を利用出来る様にすれば良い。	国勢調査実施時に人の手で用紙を配り返信するか、ウェブで回答するようになっていると思います。そもそも人の手で配る為には費用がかかる。また、用紙もカラー等あり割高となる。無駄に費用をかけているだけの様に思う。紙が減れば環境にも良くコストも下げられる。個人情報の使用承諾のみ得れば正しい情報が素早く入手でき政策に早く反映させる事が出来る。	個人	総務省	番号18の回答を参照してください。				
371	令和2年12月18日	令和3年2月18日	世界水準から大きく遅れをとっている業務統計のジェンダー統計化を強力に促進してください	各府省の業務統計における男女別把握・集計・公表を強力に促していただきたく、お願いいたします。	女性活躍は社会にとって重要な課題です。性別を可視化し、解決のための取り組みを点検・評価するためには、性別情報を把握し、男女比較がしやすい形で集計し、公表すること(ジェンダー統計化)が欠かせません。特に、各府省は多くの業務統計を作成していることから、これら業務統計のジェンダー化が進めば、社会全体で女性活躍を進めるための強力なインフラとして業務統計を活用することができます。しかし、日本の業務統計は、ジェンダー統計という面では、先進国の中で非常にお粗末な水準にあります。白書やプレスリリースなどにおいて男女別集計が行われていなかったり、全体計(うち女性数)の掲出のみで男女比較が非常にしづらかったりします。業務統計のジェンダー統計化については、第四次男女共同参画基本計画の推進体制の具体的な取り組みに明記されましたが、具体的な成果に乏しいものでした。第五次男女共同参画基本計画の素案においても、推進体制の基本的な考え方にジェンダー統計の重要性は書きこまれたものの、具体的な取り組みは四次計画と全く同じで、縦割り行政の弊害により、このままではまた成果は上がらないだろうと思われまます。業務統計のジェンダー統計化により、よりエビデンスに基づいた政策形成・実行が可能になり、経済・社会のあらゆる面で、政策の効果が高まることが期待されます。	個人	内閣府	令和2年12月25日に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画には、ジェンダー統計の充実に関して寄せられたご意見を踏まえ、新たに「男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計(ジェンダー統計)の充実の観点から、各種統計の整備状況を調査し、公表する。」との文言が盛り込まれたところです。	第5次男女共同参画基本計画	現行制度下で対応可能	今後、同計画に基づきまずは各種統計の現状を把握した上で、更なる充実に向けた取り組みを進めていくこととしています。	
372	令和2年12月18日	令和3年1月27日	住居表示変更情報の共有	登記等に記載されている住所が住居表示変更によって変わった場合、登記等と実際の住所が異なることになるが、新旧対照表を参照するなどして、新住所での申請を受け付けて欲しい。	住居を取り壊したので建物滅失登記を申請したが、申請者の住所が登記されているものと異なるため受理されなかった。住居表示変更に伴うものであり、実質同じ住所であると説明したが、市役所に行き、その旨の証明書を取得し提出する必要があるとのこと、証明書取得の手間と交通費を要した。 更に任期が切れた場合、前任者の権利義務を承継する規定が法律にないため、仮理事を選任しなければならなくなってしまうなどの不都合がある。 そこで、(1)役員の任期を法律から廃止して登記する頻度を減らす、(2)役員に任期が切れたあとの権利義務承継を認める改正をして仮理事の選任をなくし、総会運営をしやすくする、(3)そもそも登記ではなく都道府県への登録のみにする、などといった方法で手間を削減していただきたい。	個人	法務省	不動産登記法(平成16年法律第123号)第57条は、建物が滅失したときは、表題部所有者又は所有権の登記名義人は、その滅失の日から一月以内に、当該建物の滅失の登記を申請しなければならない旨を、不動産登記令第3条第1号は、登記の申請に際し、申請情報として申請者の氏名又は名称及び住所を登記所に提供すべき旨を、それぞれ規定しています。 また、同申請に際し、登記記録上の表題部所有者又は所有権登記名義人の住所が、現在の住所と一致していない場合は、住所の変更を証する書面の添付を要します。	不動産登記法第57条 不動産登記令第3条第1号	対応不可	住居表示は市町村において実施されるものであり、住居表示の実施に係る「新旧対照表」に類するものは登記所において管理されるものではなく、したがって、登記所において、申請人の住居表示前後の住所を確認することはできません。	
373	令和2年12月18日	令和3年2月18日	特定非営利活動促進法の改正	都道府県と法務局の二重行政を回避するため、法務局に登記するのではなく、都道府県に登録することのみをもって可とする。 または、最低限の登記で済むように法律上の理事の任期を廃止する。	都道府県に役員名簿を提出するのは別に、役員の任期が来たら法務局へ登記をし直すのが面倒であるし、役所の二重行政である。 また、法律上の理事の任期が2年より伸びるケースが限定されているため、ほぼ確定任期の2年で運用をせざるを得ない。そうなると任期が〇月〇日から〇月〇日までの2年と決まってしまう、総会などの運営上支障が生じる。 更に任期が切れた場合、前任者の権利義務を承継する規定が法律にないため、仮理事を選任しなければならなくなってしまうなどの不都合がある。 そこで、(1)役員の任期を法律から廃止して登記する頻度を減らす、(2)役員に任期が切れたあとの権利義務承継を認める改正をして仮理事の選任をなくし、総会運営をしやすくする、(3)そもそも登記ではなく都道府県への登録のみにする、などといった方法で手間を削減していただきたい。	個人	内閣府 法務省	特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)は、組合等登記令で定めるところにより、登記しなければなりません。また、登記しなければならぬ事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができません。 こうした登記制度は、登記記録に登録された内容を公示することにより、国民の権利の保全や商号、会社等に係る信用の維持を図り、もって取引の安全と円滑に資することを目的としたものです。 NPO法人の役員の任期は、二年以内において定款で定める期間とされています。ただし、再任は妨げられません。 また、役員の任期に関わらず、定款で役員を社員総会で選任することとしているNPO法人にあっては、定款により、後任の役員が選任されていない場合に限り、定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を延長することができます。 役員に任期を定めておかないと、NPO法人の役員が公正に選任される機会を奪うこととなります。そこで、役員が民主的に選任されるよう、その選任の公正さを確保するために、役員の任期を2年以内の期間を定めて、定款に記載することを求めています。	特定非営利活動促進法第7条、第24条	対応不可	(法務局に登記するのではなく、都道府県に登録することのみをもって可とする提案への回答) 登記に関しては、登記制度の趣旨に鑑みると、NPO法人の活動対象となる相手方保護のため、NPO法人の存在、組織、財産状態等を公示する必要性から法務局への登記は必要と考えられます。 (理事の任期を廃止するという提案への回答) 役員の任期を法律で定めるのは、先の趣旨の通り、役員が民主的に選任されるよう、その選任の公正さを確保する観点から、必要なものであります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
374	令和2年12月18日	令和3年2月18日	中曽根元総理の告別式について	慣例だと思えます。河野行革大臣にはこの時世、この税金の使い方についても是非斬り込んで欲しいと、国民として思っています。河野太郎行革担当大臣、私は昔から応援しておりますし大好きです。是非国民の声として届いて欲しいと願います。	コロナ禍で海外の来賓を呼ばずにかける税金では無いと感じました。国内の様々な業種、形態が支援を欲している中、ここにお金をかけるべきでは無いと思いつながら、中曽根元総理の功績は凄い物だという事も感じ、盛大に御見送りたい気持ちもありながら、河野太郎行革担当大臣の率直なお考えも知りたいと思いメールさせていただきました。	個人	内閣府	番号178の回答を参照してください。				
375	令和2年12月18日	令和3年1月27日	学校の教員の研修や調査資料作成が過大で学校運営に支障	現況：公立の小中学校などで、文部科学省からの指示で教員が研修のために出張する機会が多く、他の教員を手配することが困難な場合があります。文部科学省からの指示で教員が調査資料作成を行う機会が多く、生徒との時間が十分に確保できない場合もあります。提案：上記のような状況を改善するため、研修や調査資料作成については量を抑え、本来に必要なものを精査して質を向上させる施策が必要です。調査資料作成は事務員の増員などで対応可能なものは教員がやらなくても良いようにする配慮が必要です。	(1) 教員のワークライフバランスを改善することで、教育の質を向上させる効果が期待できるため。 (2) 研修や調査資料作成を何のために行うのか、見つめ直すことで、教育行政全般の改善につながることを期待できるため。	個人	文部科学省	学校に対する調査は、文部科学省から依頼するもののほかに、都道府県や市町村が独自に依頼するものも多数あり、文部科学省から依頼するものはそのごく一部です。文部科学省においては、学校の負担軽減の観点から、学校に対する調査等について見直しや削減を継続的に実施しています。	なし	対応	文部科学省において、これまで調査の廃止や抽出調査への移行・頻度・時期・項目等の見直しを行ってきており、平成19年度以降、 ・定期的な調査については、34件から25件に、 ・このうち、毎年実施する悉皆調査は23件から11件に、削減してきているところと見えます。 また、教育委員会に対しても、学校向けの調査を削減するよう促しているところと見えます。	
376	令和2年12月18日	令和3年1月27日	2対1ルール	法律規制を一つ作るなら、役人にいらぬ二つの法律規制を持って来てもらう。	トランプ大統領が2対1ルールで規制緩和をした事によって、民間企業に活力が戻っています。日本も真似して、民間企業の自由な経済活動を推進すれば、就職率が上がり、新商品が開発されて日本企業が再び世界で活躍できるようになります。	個人	内閣府 総務省	番号139の回答を参照してください。				
377	令和2年12月18日	令和3年1月27日	国家公務員における出勤管理の自動化	PCのログイン履歴等を用いた自動化された出勤管理を行う。	現在、職員の出勤については職員本人による出勤簿への押印により、又、残業時間についてはエクセル等を用いた自己申告等により管理しているが、テレワーク推進の昨今、完全に時代遅れである。 また、出勤簿の管理及び残業時間に対する手算算定に、各省庁の庶務担当・会計担当による膨大な作業量が発生している。当該業務の自動化により、効率的な行政運営が見込まれる。	個人	人事院 内閣官房	職員は定時までに出勤したことを証明するため、出勤簿へ必要な記録を自ら行うことになっており、出勤簿に押印することは必須とはしていません。 また、超過勤務時間の確認は、客観的な記録を基礎として在庁の状況を把握している場合は、これを参照することができることとしています。 その上で、出勤管理の具体的な方法について、各府省において適切に判断し、運用することとされております。	給実甲第576号第2第2項	現行制度 下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
379	令和2年12月18日	令和3年1月27日	福祉施設に関するアンケート	厚生労働省の「社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査」(9月30日現在の状況)や大阪府社会福祉協議会(介護サービス情報公開センター)の調査(8月現在)、経済産業省の「エネルギー消費統計調査」、厚生労働省による「新型コロナウイルスによる経営への影響に関する実態把握のためのアンケート」等、様々なアンケート調査が、毎年のように送られてきます。また、似たような内容のものもありますが、調査月が違うので、一々、集計し直しております。	福祉現場は、人手不足に加え、ペーパーレス化も進んでおらず、経営者や管理職は、残業せざるを得ない状況になっているのは、知って頂いていると思います。厚生労働省関連のアンケート・調査だけでも多く、他の省庁からもあるので、出来れば、一本化していただき、重複する内容をなくして頂きたいです。それにより、少しは負担軽減に繋がります。また、同じような内容の調査ならば、もっと内容を濃くすることで、より効果的な調査になると考えます。	つつみの りくえあ 株式会社	総務省 厚生労働省 経済産業省	国の行政機関が行う統計調査の範囲で申し上げれば、調査実施前に、統計法に基づき総務大臣の承認を得る必要がありますが、統計調査の承認審査の過程において、報告者の負担軽減等に留意して対応しております。 統計調査ごとに実施時期、調査対象、調査事項の定義等が異なりますので、類似の調査事項を調査している統計調査を完全に排除することは困難ですが、統計法の規定に基づき、他の統計調査との重複が合理的と認められる範囲を超えていないか、といった観点から審査を行っています。 また、令和2年6月に閣議決定した「公的統計基本計画」においては、統計調査の企画に当たり、他の行政記録情報の活用可能性を事前に精査・検討し、調査事項の縮減や代替を図ることとされており、これも観点として審査を行っています。	統計法	現行制度 下で対応可能	制度の現状欄に記載した報告者の皆様の負担軽減に資する取組について、引き続き、対応してまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
380	令和2年12月18日	令和3年1月27日	企画などの統一化について	仕様書や示方書、マニュアル類の統一化	私は橋梁を専門とする土木技術者です。表記の通り、鉄道会社や高速道路会社各社、国土交通省直轄工事等ではそれぞれ設計基準やそれを記した仕様書や示方書が別々に存在し、時には内容がJIS等と乖離している場合も存在します。このような状況は技術者の労働時間削減の妨げになり、生産性向上の観点からも非効率的です。規格類の統一が困難のは理解できますが、規格を決めている当事者たちが忌憚なく議論し、仕様書や示方書、マニュアル類を可能な限り減らし、デジタル化してくればそれだけでも仕様書や示方書、マニュアル類の消費が喚起され、投資を呼び込みますし、様々な面でコストの削減につながります。以上、御検討賜れますと幸いです。	個人	国土交通省	【基準等の統一について】 鉄道と道路の技術基準・仕様書等を統一することについては、電車と自動車と想定する荷重等が異なるため、合理的な設計とならないと考えています。 鉄道分野については、国が技術基準を作成し、鉄道事業者に周知しており、鉄道事業者はそれをもとに自社の実状を反映した詳細な実施基準を作成し、これに基づき施設の設計を行うこととしています。 道路分野については、国が技術基準を作成し、各道路管理者に周知しており、各道路管理者はそれをもとに道路の種類(高速道路、国道、県道、市町村道等)に応じた運用方法を検討したうえで、仕様書等を作成しています。	なし	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	
381	令和2年12月21日	令和3年4月16日	公文書の管理方法について	行政文書についてすべてをデジタル化することを義務付け、改ざん防止を徹底すると共に公文書管理の独立機関を作る。	公文書管理の専門機関は、米国などの他の民主主義国家にも設置されていることもあり、日本の公文書の公正な管理という意味で遅れていると考えます。 その上でデジタル化を進めることで改ざんを防ぎ、情報公開を徹底し民主主義国家としての、基礎を固めるために必要な事だと考えます。	個人	内閣府総務省	「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」(平成31年3月25日内閣総理大臣決定)においては、今後作成する行政文書は、紙媒体ではなく、電子媒体を正本・原本とすることを原則とし、将来的には、行政文書の作成から移管・廃棄までを一貫してシステム上で処理することを可能とする「本格的な電子的管理」の実現を目指すこととしています。 行政文書の管理については、各行政機関において、行政文書管理規則を制定して行うという仕組みになっています。 また、「公文書管理の適正の確保のための取組について」(平成30年7月20日行政文書の管理の在り方等に関する関係会議)に基づき、各府省に公文書監理官を置くとともに、内閣府に公文書監察室を設置し、公文書管理法第9条第3項・第4項による行政機関に対する報告・資料の徴収、実地調査に関する事務、及びこれらの措置の結果に基づいて行う同法第31条による勧告に関する事務を担わせています。	「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」(平成31年3月25日内閣総理大臣決定) 「公文書等の管理に関する法律」(平成21年法律第66号)第10条 「公文書管理の適正の確保のための取組について」(平成30年7月20日行政文書の管理の在り方等に関する関係会議)	(電子的管理について)現行制度下で対応可能 (独立機関について)その他	文書管理をデジタル化し、「紙」から「電子」へと転換することは、文書管理を確実かつ効率的に行う上で、大きな意義があると考えています。このため、「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」(平成31年3月25日内閣総理大臣決定)などに基づき、今後作成する行政文書は、紙媒体ではなく、電子媒体を正本・原本とすることを原則とし、将来的には、行政文書の作成から移管・廃棄までを一貫してシステム上で処理することを可能とする「本格的な電子的管理」の実現を目指すこととしており、取組を進めています。なお、決裁文書の改ざん防止については、決裁文書の事後修正は認めないルールについて、各府省の文書取扱規則等の改正及び電子決裁システムの改修で対応しています。 また、行政文書の管理は、所管業務に知見を有し、その扱いについて責任のある個々の行政機関が行うこととしております。その上で、「公文書管理の適正の確保のための取組について」(平成30年7月20日行政文書の管理の在り方等に関する関係会議)に基づき、各府省における行政文書の管理の実質責任者である公文書監理官を置くとともに、内閣府に公文書監察室を設置し、各府省に対して、実態把握調査、定期監査、指導・助言等を通して第三者的な立場からのチェックを行わせるという体制整備を行ったところであり、引き続き、適正な公文書管理の徹底を行ってまいりたいと考えています。	
382	令和2年12月23日	令和3年1月27日	地方公共団体の行政改革をお願いします。	・たらい回しをなくす。 ・仕事のできない職員への解雇。 ・無駄な人事異動の廃止。 ・時代遅れな職員の対応を改めさせる。 ・わかりやすいシステムでのデジタル化。 ・面倒な手続きを極力廃止。	仕事柄市役所や県庁に出向く事があるのですが、度重なる人事異動で仕事の分からない者ばかり部署がでたり、所謂民間とかけ離れたお役所仕事のせいで、たらい回しされ民間の仕事が滞る場合があります、職員としては慣例に沿った仕事をしているだけなのでしょうが全てが時代遅れ過ぎます。前例から職員へ相談し働きかけようやく職員が動くというお粗末な物が多々見受けられます。そしてまず相談に行くといらい回しされるのが慣例です、応対も民間では考えられないくらい酷い、前例をあげてもまずできないと対応される。役所に行くといらい回しされることが多いので、もっと国民に寄り添った新時代の地方自治体になるよう期待します。	個人	総務省	各地方公共団体においては、行政の合理化、効率化を図るとともに、職員の能力・実績に基づく人事管理の徹底と人事評価の結果に応じた措置を講じなければなりません。 職員の任用と業務の管理については、各地方公共団体が任命権者という地位で責任を負うべきものとされていますので、質の高い公共サービスを提供できるよう取り組んでいただくことが重要です。 また、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」において、地方公共団体は、情報システムの整備その他の情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならないとされています。	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	
383	令和2年12月23日	令和3年1月27日	死亡届出	死亡届出を提出の各種書類、年金、健康保険、等1日掛かり大変です。	マイナンバーカード利用して1回で済むようにしてほしい。	個人	内閣官房	「デジタル・ガバメント実行計画」(2019年12月20日閣議決定)において、内閣官房は、関係府省とともに、「死亡・相続ワンストップサービス」の推進に向けて、①死亡・相続に関する行政手続を見直し、遺族が行う手続を削減し、②故人の生前情報をデジタル化し、死後、信頼できる第三者により相続人であることをオンラインで認証された遺族が、当該情報を死亡・相続の手続に活用できるようにすることで、遺族の負担を軽減するとともに、③死亡・相続に関する手続の総合窓口について、地方公共団体が精神的・経済的に支えを失った遺族に必要な支援を行うことができるように、地方公共団体に対し円滑な設置・運営のための支援を行うこととしています。	該当なし	対応	地方公共団体が、遺族に必要な手続を一元的に案内し、申請書の作成補助などを行いながら手続の負担を軽減する、「おくやみコーナー」(死亡に関する総合窓口)を設置することを支援するためのツール(おくやみコーナー設置自治体支援ナビ等)を整備し、2020年(令和2年)5月にその活用方法を盛り込んだガイドラインを策定し、提供を開始いたしました。 引き続き、利用上の課題をヒアリングし、順次改善を行うことで地方公共団体における「おくやみコーナー」設置を推進するとともに、将来的にマイナンバー等を活用し、マイナンバーカードを用いてオンラインで死亡に関する手続きが完了する仕組みの構築に向けた検討もを行い、遺族の負担軽減に向けた取組を行ってまいります。 この度頂戴のご意見につきましては今後の施策推進に向けて参考とさせていただきます。	
384	令和2年12月23日	令和3年4月16日	子どもたちを性犯罪や虐待から守るシステム・機関づくりをお願いします。	子どもを持つ働く母親です。厚生労働省、文部科学省、自治体と警察庁が連携して、性犯罪者が、教師や保育士、ベビーシッターなどの職に就かないように情報共有もしくは監視をして欲しい。また虐待に関しても、転入転出を機に自治体の連携が取れず、うやむやになり、犠牲となったお子さんがいるので、それが無くなるように強化して欲しい。システムや統括する機関などを設けていただくことはできないものでしょうか？人員の関係であれば、警察OBや教育者OBなどに経験を生かしていただき、協力をお願いできないものでしょうか？	近年、ニュースで、シッターや保育士、教育者の性犯罪の報道が目につきます。シッターや保育士は、採用の際に、犯罪の有無をチェックする機能することができます。教師の場合、懲戒免職になっても、時間が経てば免許を再取得できるとも聞きました。また、性犯罪で免職後、他都道府県で教師を続け、再犯を繰り返したという教師もいます。教員委員会間で失効情報を共有できるよう、文部科学省が「教員免許管理システム」の改修を検討したこともあったが、予算不足で断念したという話ですが、このようなシステムを作っていたら、統括する部署を作っていたら、傷つ子どもたちがひとりでも減るように、そしていなくなるように、親が安心して子どもたちを預けられるように、ぜひ省庁、自治体を統括している国で動いていただきたいです。	個人	文部科学省 厚生労働省 法務省 警察庁 総務省	○性犯罪者の教師等への就職に係る関係機関の連携について 【文部科学省】 官報に公告された教員免許状の失効情報を、教員採用権者が簡便に確認できるようにした「官報情報検索ツール」を提供する等の取組を実施しているところです。 【厚生労働省】 (ベビーシッター) 認可外の居宅訪問型保育事業(いわゆるベビーシッター)については、認可外保育施設として届出が義務付けられており、都道府県等によって認可外保育施設指導監督基準に基づく指導監督が行われています。 (保育士) 保育士登録を行う都道府県が、欠格事由に該当するおそれがある事実を把握した場合は、本籍地の市町村に対し、当該保育士の犯罪の経歴に関する情報の照会を行うことを可能としています。照会の結果、当該保育士が欠格事由に該当することを確認できた場合には、速やかに、保育士登録の取消しを行い、保育士証を返還させています。 【法務省】 検察庁では、市区町村が行う身分証明事務等に資するため、罰金以上の刑の有罪の確定裁判があったときは、その裁判結果を既決犯罪通知書によって、当該有罪の確定裁判の言渡しを受けた者の本籍地である市区町村長に通知しているところです。 ○虐待に関する自治体間の情報連携について 転居した際に自治体間で的確に情報共有を行うとともに、児童相談所と市町村において夜間・休日を含め日常的に迅速な情報共有を行うことができるよう「要保護児童等に関する情報共有システム」の構築を進めています。	検討を予定	○性犯罪者の教師等への就職に係る関係機関の連携について 「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)において、「教育・保育施設等や子供が活動する場(放課後児童クラブ、学習塾、スポーツクラブ等)」において、子供に対するわいせつ行為が行われないうえ、法令等に基づく現行の枠組との関係を整理し、海外の法的枠組も参考にしつつ、そこで働く際に性犯罪歴がないことの証明書を求めることを検討するなど、防止のために必要な環境整備を図る。」とされたことを踏まえ、必要な対応を行ってまいります。 ○虐待に関する自治体間の情報連携について 令和3年度より、全国統一の情報共有システムの運用を開始するとともに、当該システムの利用が進むよう自治体への支援を行ってまいります。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
386	令和2年12月23日	令和3年1月27日	ダム的事前放流方式の補助金適正化法について	事前放流方式は菅首相が官房長官時代の功績として、自負しておられます。水道は厚労省、灌漑用水は農林省の補助事業で確保した貯水容量を治水容量として利用することは、目的外利用として補助金適正化法に触れるのではないかと考えます。今回これが可能となったのは、縦割り行政の改革とは思いますが、適正化法の解釈をご教示いただければ幸いです。これが合法となれば、更なる行革案のご提案が可能となるかもしれません。どうぞ宜しくお願いします。	かつて、国から指導されていた目的外使用の一例と判断されるため。	個人	厚生労働省 農林水産省 国土交通省 財務省 経済産業省	ダム設置者のように、公共用たる河川を大規模に利用する権利を有する者が当該河川の惹起する災害の防除に積極的に協力することは当然の社会的責務であると同時に、当該権利がその責務を果たす上で一時的な制限を蒙ることは、その権利に内在する社会的制約の範囲内であると考えられます。従って、各種補助事業で確保した利水容量を一時的に洪水調節に利用したとしても、補助金適正化法に抵触するものではありません。	補助金適正化法	現行制度 下で対応可能	制度の現状欄に記載の通りです。	
387	令和2年12月23日	令和3年1月27日	災害復旧事業における契約書の一部廃止	国の指定を受けた災害において、公共施設の災害復旧事業に国の補助金が交付されるケースがあります。被災地の業務を圧迫しないように一定額以下のものは契約書を不要にしてください。また、国へ提出する被災箇所写真の撮影をする際にスケール等を添えることを任意にしてください。	国の指定を受けた災害において、公共施設の災害復旧事業に国の補助金が交付されるケースがあります。この場合、たとえ1万円の修繕であっても契約書の締結を求められます。国民の税金ですので使途について説明責任があるとは思いますが、被災地の業務を圧迫しないように一定額以下のものは契約書を不要にしてください。また、国へ提出する被災箇所の写真には大きさが分かるようにスケール等を添えて撮影するように指示されます。スケール等を添える必要があるのでしょか？被災箇所は1カ所だけでなく無数に発生します。極力作業を省力化できるようにご配慮をいただきたい。	個人	財務省 国土交通省 農林水産省 厚生労働省 文部科学省 環境省	国の補助金等の交付申請や決定等に関する基本的事項については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」において規定しておりますが、提案内容にある「契約書締結」に関する規定は設けておりません。	なし	現行制度 下で対応可能	国の補助金等の交付申請や決定等に関する基本的事項については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」において規定しておりますが、提案内容にある「契約書締結」に関する規定は設けておりません。なお、多くの公共施設の災害復旧事業については、地方公共団体が主体となって実施しているものです。	ご提案の内容からは対象とされている施設が特定できませんでしたが、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園、公営住宅の公共土木施設等にかかる災害復旧事業であれば、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則第5条第2項において「その他の必要な書類の添付」を、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第18において「被害の状況を知ることのできる写真」を、また公営住宅整備事業等補助要領別表第1において「住宅罹災写真」を、それぞれ必要となる書類として求めています。スケールを添えて撮影するといった指示はしていません。また、農地・農業用施設、林道、漁業用施設等の農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に係る災害復旧事業についても同様に、スケールを添えて撮影する必要はありません。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
388	令和2年12月24日	令和3年1月27日	印鑑と稟議システム廃止により、説明責任と決定権の一致させ、責任を持てる体制の確立と行政の効率化	現在、印鑑廃止が話題ですが、印鑑廃止と共に、現在の稟議・承認システム(誰が説明責任と権限を持っているかが不明)を廃止する必要があります。これは今後の電子化承認システムにおいて必須です。少なくとも、承認手順では、発案者と承認者、必要に応じて決済者の3名程度に留める手順とすることで、承認者が権限と説明責任を有していることが明確となり、現在の「責任を取る」体制から「責任を持つ」体制とすることで、すべての行政業務の責任の明確化と無駄な手順と役職の排除が可能となる。結果として、電子化促進、決済の迅速化、責任の明確化等が可能となり、国民の税金利用の投資効果が向上します。	提案理由を以下の列挙します。印鑑と稟議システム廃止により、説明責任と決定権の一致させ、責任を持てる体制の確立と行政の効率化により、以下が実現可能です。 1. 行政業務の徹底した電子化(現在のままの体制と手順の電子化は不可能、又は煩雑化を招く) 2. 国民への行政サービスの迅速化 3. 国民の行政手続きの簡略化(無駄の排除が可能、無駄との指摘に必要との反論が必ず発生しますが、無駄は必要の中に存在します) 4. 行政サービスへの税金の利用の投資効果の最大化 5. 行政側の説明責任者と承認者の明確化(現行のままでは、誰が責任と権限を持っているかが特定不可能、現行の「責任を取る」体制から「責任を持つ」体制に変革することが必要)	個人	総務省	政府においては、「電子決裁推進のためのアクションプラン」(2014年(平成26年)4月25日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)等に基づき、これまでも電子決裁の推進・迅速化のために、決裁者を必要最低限の者に限定すること等に取り組んできたところです。 現在、政府においては、「電子決裁移行加速化方針」(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定)を策定して、電子決裁が行われていないものについては何らかの業務上の困難があることから、業務プロセス全体の見直しを行う中で電子決裁への移行に取り組んでいるところであり、引き続き業務の効率化・迅速化等に努めてまいります。	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
390	令和2年12月24日	令和3年1月27日	就労支援について	就労支援関連の一本化を担当課毎ではなく、一つの担当課にまとめ、そこから枝分かれさせてほしい。 またハローワーク職員は国家公務員、市での就労関係は地方公務員との区分けと聞いている。これにより、連携を図るのが難しく、氷河期、コロナ離職、困窮者、生活保護などに分岐させる必要性を感じない。またハローワークでの紹介状はハローワークでのみ出力可能であるが、各市の出先機関でも出力可能にして頂きたい。	兵庫県内の自治体ですが、就労支援が労政課、厚生課と分かれて、就労プログラムを推進しているが、担当課を一本化することで、コンベヤ委託費など億単位で節約ができると思われる。また相談者を右に左に案内し混乱させることもなくなると思われる。また就労に向けてのスピード化が図れる。	個人	厚生労働省	地方自治体とハローワークの連携につきましては、希望する自治体において、自治体が行う各種支援と国が行う無料職業紹介を一体的に実施する「一体的実施施設」を設置しております。 ハローワークで受理した求人及び求職の申込みについてはハローワークが職業紹介を行うものですので、地方自治体が自らハローワークの紹介状を交付することはできません。なお、上記の「一体的実施施設」では、ハローワークの紹介状を交付しております。	職業安定法第4条第1項・第5条第3項 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第31条	対応(一部対応不可)	引き続き、各地方自治体の希望を踏まえつつ、一体的実施施設の設置・運営など、就労支援における地方自治体と国との連携を推進していきます。	
392	令和2年12月25日	令和3年2月18日	国土交通省所管の事業と農林水産省所管の事業の一体化について	国・県・市町村等において、国土交通省所管の工事と農水省所管の工事が区別され、それぞれ発注方法・規制内容・積算方法等に違いが見られる。この区別をなくし一体化させ、発注者ならびに受注者の混乱を減らしてほしい。	国土交通省と農水省のルールが違うため、現場で混乱が起きています。事業目的の違いがあるためある程度の違いは理解できますが、例えば提出書類について所管の違う職員から全く違うことを言われたり、積算方法が違うために予定価格の算出を誤り入札に不調が出たりというケースが後を絶ちません。両省のスタンスをより一体化させることで、事業を円滑に進める・部署間の不公平を是正する・行政における労務コストを減らす・現場での混乱を避ける等の効果があるのではないかと考えられます。	個人	農林水産省 国土交通省	【農林水産省】 ①発注方式(総合評価落札方式): 発注方式については、公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議でとりまとめた「発注関係事務の運用に関する指針」に基づき、各発注機関において工事及び業務の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択し適用しています。 具体的には、農林水産省の通知に基づき適切な入札契約方式を選択し、契約手続を執行しています。 また、農林水産省の通知は、都道府県・市町村に参考送付しています。 ②規制内容: ご提案にある「規制内容」が何を指しているのか不明です。 ③積算方式: 各事業の特性に応じて農林水産省の各局庁が定めている「土地改良工事積算基準」、「森林整備保全事業設計積算要領」、「漁港漁場関係工事積算基準」に基づき対応しています。 また、当該基準は、県・市町村等に参考送付しています。 【国土交通省】 以下のように、国土交通省では、農林水産省を含む関係省庁や他発注機関と、連絡調整及び情報交換等に取り組んでいます。 発注方法については、関係省庁連絡会議により策定した、全ての公共発注者の指針である「発注関係事務の運用に関する指針」に記載の通り、工事の性格や地域の実情等に応じ、価格競争方式、総合評価落札方式、技術提案・交渉方式等の適切な入札契約方式を選択するよう努めてまいります。 また、国土交通省所管の直轄土木工事の工事書類におきましては、標準様式を定め、HPにて公表しています。なお、各自治体等の工事において標準様式を使用するかは、各自治体の判断に依っています。 積算基準の考え方については、これまでに公共土木工事の発注機関からなる調整会議を設け、積算基準における間接費の項目や内容の統一などに取り組んでいます。	【農林水産省】 発注方式等については、事業の性格や地域の実情等に応じて多様な入札方式から最適な方式を選択しています。本提案の検討にあたり、支障が生じている具体的な事項とその詳細な情報の提供をお願いします。 【国土交通省】 引き続き、国土交通省では、農林水産省を含む関係省庁や他発注機関と、連絡調整及び情報交換等を行ってまいります。 発注方式については、引き続き、関係省庁連絡会議により策定した「運用指針」に基づき、工事の性格等に応じた入札契約方式を適切に選択してまいります。また、地方公共団体に対しても、運用指針の理念が浸透するよう働きかけてまいります。 国直轄事業の工事書類については、標準様式等の公表を続ける等、引き続き、各自治体と工事書類の標準化を進めてまいります。また、省庁間については、工事書類の様式について連絡調整を開始します。 積算基準についても、引き続き、公共土木工事の発注機関からなる調整会議において、他発注機関と情報交換を行うとともに、国直轄の考え方について地方公共団体へも周知してまいります。	【農林水産省】 その他(提案の具体的な内容が不明) 【国土交通省】 検討に着手		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
393	令和3年1月27日	令和3年3月9日	危機管理担当省の設置検討	<p>災害時・事件・事故・火災・急病・海難事件事故など通報を、電話番号110番、119番、118番、に分けて通報が必要です。米国では911番へ通報するだけで通信指令担当者が担当組織・部隊又は民間救急車へ手配してくれます。日本もワンナンバーへ通報を統一したらどうか。また、それに伴い組織体系も見直したらよいのではないか。救急車の利用方法見直し。</p>	<p>省庁縦割りで、国家公安委員会下で警察庁更に下警視庁都道府県警察&公安調査庁。総務省下総務省消防庁更に下市町村行政単位消防局。国土交通省海上保安庁。この様に縦割りになっていて、通報先が異なり通報する人の個別判断に委ねられていて、判断を誤れば通報受電から初動にタイムラグが生じます。緊急事態担当若しくは危機管理担当(省)下へ国家公安委員会以下、そして総務省消防庁と海上保安庁を集約して縦横に更なる連携ができる整理をするのは一考と思います。通報する者は、緊急事態担当若しくは危機管理担当(省)管轄下のコールセンター(都道府県単位)へ通報するだけで必要な担当行政サービスを受けられる体制へ変革したらどうかと思う。政府や都道府県も災害時・事件・事故・火災・急病・海難事件事故など通報が集約されることで情報錯綜そうが抑えられ状況把握がし易くなるかなと思う。民間救急運営会社もこのコールセンター下へ連携させて、公的救急車のトリアージに基づく出動を行う。公的救急車は諸外国と同じく少しの利用料を利用者負担を徴収する。細分化しているコールセンターを集約する事で設備や人件費人員を減らせないでしょうか。</p>	個人	警察庁 総務省 国土交通省	<p>【警察庁】 各都道府県警察においては、110番通報に迅速かつ確に対応するため、通信指令室が設けられており、直ちに通報内容を警察署等に伝え、地域警察官を現場に急行させるとともに、必要に応じて緊急配備の発令等を行う体制を構築しています。</p> <p>【総務省(消防庁)】 消防においては、119番通報に迅速かつ確に対応するため、それぞれを管轄する市町村消防本部に通信指令室が設けられており、直ちに通報内容を消防署等に伝え、消防車、救急車等を現場に急行させる体制を構築しています。 また、通報内容によっては、直ちに警察等の各関係機関に転送できる体制も構築しています。</p> <p>【国土交通省(海上保安庁)】 海上保安庁においては、118番通報に迅速かつ確に対応するため、管区海上保安本部に運用司令センターが設けられており、直ちに通報内容を海上保安部等に伝え、巡視船艇、航空機等を現場に急行させる体制を構築しています。 また、通報内容によっては、直ちに警察等の各関係機関に転送できる体制も構築しています。</p>	<p>【警察庁】 警察通信指令に関する規則(平成21年国家公安委員会規則第9号)第3条</p> <p>【総務省(消防庁)】 消防力の整備指針(平成十二年消防庁告示十三)</p> <p>【国土交通省(海上保安庁)】 海上保安庁法(昭和23年法律第28号)第2条第1項</p>	<p>【警察庁】 その他</p> <p>【総務省(消防庁)】 その他</p> <p>【国土交通省(海上保安庁)】 その他</p>	<p>【警察庁】 警察では、今後も、警察官が迅速に現場に駆けつけられるよう、110番通報の受理や警察署等への指令を行うシステムを整備するとともに、消防機関等との適切な連携を図りながら、様々な警察事象に即応する活動を行ってまいります。</p> <p>【総務省(消防庁)】 消防においては、今後も、消防隊、救急隊等が災害現場に迅速に駆けつけられるよう、119番通報の受信や消防署等への出動指令を行うシステムを整備するとともに、警察機関等との相互連絡を緊密に図ってまいります。</p> <p>【国土交通省(海上保安庁)】 海上保安庁では、今後も、巡視船艇、航空機等が現場に迅速に駆けつけられるよう、118番通報の受信や海上保安部等への出動指示を行うシステムを整備するとともに、警察機関等との相互連絡を緊密に図ってまいります。</p>	
394	令和3年1月27日	令和3年3月9日	国営・公営宿泊施設(自然の家)の予約オンライン化・キャッシュレス化	<p>国営や公営の施設の予約のオンライン化やキャッシュレス化の推進する。</p>	<p>未就学児のこどもを持つ父親です。頻繁に自然の家を利用しますが、予約のオンライン化・施設のキャッシュレス化がまったく進んでいません。例えば、国立曽爾高原少年自然の家の場合、予約はHPからできますが、予約可否は翌日以降メールで回答あり、その後予約に関する書類(利用の手引きや計画書、食事の注文書など)が郵便で届き、計画書・注文書をFAXで返信します。自宅にFAXないため、返信に苦労しました(web FAXを利用)。ほかの施設も電話やFAXが多く、オンライン化はされているのは国民休暇村くらいです。予約をオンライン化することで、利用者・施設ともに予約作業の簡便化・迅速化することができ、施設での入カコストや郵便コストを削減できます。また施設ではほぼキャッシュレス不可で現金を持っていく必要があります。しかし、施設自体のセキュリティが甘い(部屋の鍵がない)場合が多く、不便かつ不安です。キャッシュレス化すれば施設側も硬貨・紙幣の紛失を防ぐことができます。国全体でキャッシュレス化を進めるのであれば、まず国営施設から導入をお願い致します。国営施設のキャッシュレス化であれば、徴税よりも規模小さく導入コストは低はず、まず試験的に導入してはいかかでしょうか？</p>	個人	文部科学省	<p>国立曽爾青年自然の家をはじめ、国立青少年教育施設では、予約に関する書類のメール受付を行っています。また、支払いに関してコンビニ払いや銀行振込が可能となっております。</p>	なし	事実誤認	<p>制度の現状欄に記載のとおりです。</p>	
395	令和3年1月27日	令和3年2月18日	国家公務員の勤怠管理と「働き方の見える化」も電子化で	<p>国家公務員の勤怠管理、及び、河野国務大臣が近々要請するとされる「働き方の見える化」から「判子の廃止」を行い、代わりにデジタルより行う。具体的には、各関係行政機関の入り口に設置されている、入退場ゲートのログにより行う。</p>	<p>1.報道によれば、河野国務大臣は霞が関の「働き方改革」を進めるため、国会の答弁作成のための深夜勤務などの実態調査を進める考えを示し、全府省庁に10、11月の職員の勤務状況を調べるよう要請するとしている。</p> <p>2.実際、関係行政機関の勤怠は「判子」でなされており、時間は記載しない。勤務時間や在庁時間の報告はいくらでも誤魔化せる。大臣の意向に反し、実態が解明されないどころか、ミスリードの取りまとめがなされる恐れがある。</p> <p>3.各省庁の入退場ゲートのログを使うことにより、数ヶ月と云わず、河野国務大臣のイニシアティブは、恒久的な継続的取組になる。一方で、ログ取りを辞めた途端、その意思決定者は働き方改革に後ろ向きと糾弾されよう。</p>	個人	人事院 内閣官房	<p>職員が定時までに出勤した場合は、これを証明するため、出勤簿に必要な記録を自ら行うこととなり、出勤簿に押印することを必須とはしていません。超過勤務時間の確認は、客観的な記録を基礎として在庁の状況を把握している場合は、これを参照することができることとしています。その上で、出退勤管理の具体的な方法について、各府省において適切に判断し、運用することとされております。</p> <p>なお、国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針(平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。令和3年1月29日一部改正)において、各府省等は、勤務時間管理をシステム化し、職員の勤務時間の「見える化」に取り組むこととなっております。</p>	<p>給実甲第576号(給与簿等の取扱について(通知))第2第2項</p>	現行制度下で対応可能	<p>制度の現状欄に記載のとおりです。</p>	
396	令和3年1月27日	令和3年7月20日	独立行政法人も改革対象にして下さい	<p>独立行政法人も改革の対象にして下さい 国立病院機構 書類だらけ、印鑑だらけ、様々な改革は掛け声だけで進んでいません 現場の意見は何も届きません 医師や薬剤師、事務など、職種問わず、当直という名で通常勤務させる実態も変わりません 退職者も多くみんな疲れ切っていますが、増員は認められません 現場第一ではなく、本部役員第一で振り回されています ぜひ独立行政法人も改革対象にしてください</p>	<p>独立行政法人も改革の対象にして下さい 国立病院機構 書類だらけ、印鑑だらけ、様々な改革は掛け声だけで進んでいません 現場の意見は何も届きません 医師や薬剤師、事務など、職種問わず、当直という名で通常勤務させる実態も変わりません 退職者も多くみんな疲れ切っていますが、増員は認められません 現場第一ではなく、本部役員第一で振り回されています ぜひ独立行政法人も改革対象にしてください</p>	個人	厚生労働省	<p>押印の廃止等につきましては、国の方針に基づき、国立病院機構において、検討を進めていると承知しております。</p> <p>また、宿日直勤務中は通常勤務に従事させておらず、やむを得ない事情により通常業務に従事させた場合には、当該時間を時間外労働として扱い、割増賃金の支払いや振替休日等の措置をとり、職員の負担にならないよう国立病院機構において努めていると承知しております。</p> <p>職員の増員や人員配置については、病院毎の患者の状況や経営状況、業務量の変動等を総合的に勘案し、必要な職員を配置できるよう国立病院機構において努めていると承知しております。</p>	なし	現行制度下で対応可能	<p>制度の現状欄に記載のとおりです。</p>	
397	令和3年1月27日	令和3年2月18日	国職員出張用サービスについて	<p>国家公務員のお仕事について、サービス(出張旅費を計算するとともに、出張回や旅費請求の手続きをするシステム)入力負担が大きいので、組織ごとに専門員を配置することや、旅行者に委託すること、また、行き先ごとに旅費の定額支給化することで、業務負担を軽減してほしいです。</p>	<p>国家公務員のお仕事について、サービス(出張旅費を計算するとともに、出張回や旅費請求の手続きをするシステム)入力負担が大きい。また、出張関係業務の大半を占め、残業の要因にもなっています。</p>	個人	内閣官房 財務省 経済産業省	<p>【内閣官房】 旅費業務の見直しについては、平成27年から28年にかけて、実際に事務処理に長時間を要した事例を取り上げ、関係者に対し、旅費の各項目の精算手続について実際に時間を要した要因に踏み込んだヒアリングを行い、分析した結果に基づき、旅費・会計等業務効率化推進会議において、「旅費業務の効率化に向けた改善計画」(平成28年7月)が決定されました。当該計画に沿って、実務の合理化・標準化及びそれを支援するSEABIS改修等を行ってきたところです。</p> <p>また、各府省の取組の統一性の確保等のために必要な連絡調整を行うため、旅費・会計等業務効率化推進会議の下に、構成府省の実務者クラスからなる「旅費業務効率化推進タスクフォース」が置かれています。</p> <p>【財務省】 出張旅費を含む国家公務員の旅費については、「国家公務員等の旅費に関する法律」が規定しています。旅費の支給については、実費支給と定額支給があり、旅費の種類ごとに、そのいずれかを規定しており、出張における公共交通機関の利用に伴う旅費(鉄道賃、航空賃等)については、実費支給を採用しています。</p>	<p>【内閣官房】</p> <p>【財務省】 国家公務員等の旅費に関する法律等</p>	<p>【内閣官房】 現行制度下で対応可能</p> <p>【財務省】 対応不可</p>	<p>【内閣官房】 今後、関係者間で連携し、旅費業務効率化推進タスクフォース等において、各府省の実務担当者の意見も踏まえつつ、旅費業務の負担軽減に向け、検討を行ってまいります。</p> <p>【財務省】 行き先が同一であっても、出張等の態様(行程や利用する交通手段など)によって発生する旅費の種類は様々であり、公務上必要な旅費を適正に支出する観点から、一律に定額支給化することは適切ではありません。</p>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
398	令和3年1月27日	令和3年4月16日	役所間文書などの公印省略	役所間などの文書のやりとりで公印は省略していただきたい。	国の機関同士の文書は公印が省略されるケースがほとんどだと思いますが、国と地方、国と法人の間は項々に公印が必要とする役所が存在します。	個人	内閣官房 内閣府	【内閣官房】 規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において、各府省等は、会計手続、人事手続等の内部手続について、書面・押印・対面の見直しを行うこととされています。 【内閣府】 「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)において、「書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続できるリモート社会の実現に向けて取り組む。このため、全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結するよう見直す」とされており、各府省において取り組んでいるところです。	【内閣官房】 - 【内閣府】 ※手続による	【内閣官房】 対応 【内閣府】 対応	【内閣官房】 行政改革推進本部事務局では、各府省等における、会計手続、人事手続等の内部手続について書面・押印(公印も含む)・対面の見直しを推進しております。 【内閣府】 国・地方間における行政手続の見直しについては、令和2年12月18日に閣議決定した「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」において改めて記載しており、公印の押印を不要とすることも含め、引き続き各府省において見直しを進めてまいります。		
400	令和3年1月27日	令和3年2月18日	法律用語(外来用語)の積極的な取り入れ	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(通称:デジタル手続法)について、情報処理システム・ネットワークなどに関する日本語訳による用語が非常にわかりにくい。 今後、デジタル化を進めるにあたって、可能な限り、社会通念上確立された外来用語については、積極的に法律の条項でも使用し、時代に合わせた条項へと見直ししてほしい。	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(抜粋) 例) 電子情報処理組織 主務省令で定める電子情報処理組織(行政機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)) その他、電子計算機、電気通信回線、電子情報処理組織など 各法令についても同じです。 ※法律名もシンプルに「デジタル手続法」とした方が、浸透するのではないか。 的外れな提案であれば、非公表扱いをお願いします。	個人	内閣法制局 内閣官房	いわゆるカタカナ語について、内閣提出の法律案や政令においては、例えば、エネルギー、インターネットなど、我が国の社会に浸透し、対応する適切で平易な日本語がないようなものについて用いられているところです。	なし	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。		
401	令和3年1月27日	令和3年2月18日	既得権益(悪しき前例)の見直し	国民のために働く政府、国家公務員の給与の見直し	これについては官主導ではなく民主導で行うべきではないでしょうか。例えば、今年がよい例で、国民の収入が減っても政府や公務員の収入は減りません。官の給与の源である税収が少なくとも普通に給与を貰っているのは、政策に使えるお金が少なくなります。 国民目線から言えば、本当にそんなに給与が必要ですか？	個人	人事院 内閣官房	国家公務員には、憲法で保障された労働基本権が制約されていることから、その代償措置として、国家公務員法は、国家公務員の給与について、国会により社会一般の情勢に適應するように随時変更することができるとしており、人事院には、その変更に関して勧告する責務を課しています。 この勧告では、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること(民間準拠)を基本としていますが、これは、国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、公務においては、民間企業と異なり、市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、その給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによるものです。	国家公務員法 第28条	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。		
402	令和3年1月27日	令和3年2月18日	本籍を廃止するとともに戸籍謄本とか抄本も廃止	本籍を廃止するとともに戸籍謄本とか抄本も廃止	マイナンバーができたことで不要と思います。特に本籍は、居住していない場所とか地名変更になった場所もあり、不要と考えます。離婚する時は本籍地近傍に近親者がいない場合、わざわざ取りに行く必要があります。取り扱う地方自治体の手間も省けるはずです。	個人	法務省	戸籍は、日本国民の親族的身分関係を登録・公証する唯一の帳簿であり、本籍は戸籍の編製単位としての機能を有するものです。 また戸籍謄本や戸籍抄本は、日本国民の親族的身分関係を公証する唯一の証明書です。 戸籍謄抄本等の交付請求については、コンビニ等で専用端末から請求する方法も認められています。 なお、コンビニ等での請求を可能とするシステムの導入は、戸籍事務を掌管する各市区町村長の判断によることとされており、令和3年2月現在650の市区町村で導入されています。	戸籍法第6条 戸籍法第10条等	対応不可	制度の現状に記載のとおり、本籍は戸籍を特定するために必要な、重要な編製単位です。 また、戸籍制度は日本国民の親族的身分関係を公証する唯一の制度であり、代替手段もないことから、廃止することは相当ではありません。 なお、コンビニ等での請求のほか、令和元年5月31日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から、いずれの市区町村においても、本人等の戸籍又は除かれた戸籍の証明書を取得することができるようになります。		
404	令和3年1月27日	令和3年2月18日	通知等の識別符号の合理化	厚生労働省の通知の名称が「医薬審第1439号」とか「薬発第154号」などとなっているが、検索性が低い。 発行した通知は、データベースやGoogle等でひとつに特定できるような識別子をつけて欲しい。	・官公庁が発行した通知等が、検索しても見つかりにくい状況自体が異常であって、分かりやすい識別子をつけることに何の不都合も無いはず。 ・外国語に翻訳し難く、不要な社会的負担が発生している。	個人	厚生労働省	厚生労働省では「厚生労働省法令等データベースサービス」において所管する法令・通知・公示情報を広く国民へ情報提供しており、検索機能を設けて検索ができるようにしております。	なし	検討を予定	「厚生労働省法令等データベースサービス」において検索機能を設けてはありますが、ご提案の方法を含め、通知等の検索性の向上について検討を行ってまいります。		
405	令和3年1月27日	令和3年4月16日	元総理の葬儀費用に税金使用の廃止	元総理の葬儀費用に税金が使用されることが恒例となっていますが、これを廃止すべき。	今般、中曾根元総理の葬儀費用1億9千万円のうち9千6百万円が税金から支払われるということです。元総理の葬儀費用に税金が使用されることが恒例となっているからだそうです。 しかし、元総理は私人です。葬儀費用は自民党が全額負担してください。自民党は、河井夫妻に1億5千万円贈与しました。ですから自民党には、こういうお金があるわけですから、自民党は、元総理の葬儀費用の方に自民党のお金をあてるのが当然で、国から支出することはありません。 政府は、自民党に政党交付金として税金から本年度は172億6千万円のお金を支払っています。 これまでの恒例であっても理屈に合わない、あるいは税金をコロナ対策のようにより必須なところで使用してください。こういうことが改革できて初めて河野大臣は、「改革大臣」の名に値します。	個人	内閣府	番号178の回答を参照してください。					

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
406	令和3年1月27日	令和3年4月16日	道州制の推進	省庁間の縦割りを打破するためには、国と自治体との役割の見直し、重複業務の整理などもあわせて考えるべき。それに当たっては、現在議論が停滞ないしは頓挫している道州制の議論を活性化すべき。各省庁は以前のような「木で鼻をくくる」ような回答(対応策の策定)ではなく、真摯かつ丁寧な回答を求める。	より効率的な行政運営を行うことで固定費を中心とした費用の削減だけでなく、各自治体がより自由で柔軟な発想で施策に取り組むことが出来ることにより、雇用の創出や経済発展に繋がることが期待される。	個人	内閣官房	道州制に関する制度はありません。	なし	検討を予定	道州制は、国家の統治機能を集約、強化するとともに、住民に身近な行政はできる限り地方が担うことにより、地域経済の活性化や行政の効率化を実現するための手段の一つであり、国と地方の在り方を根底から見直す大きな改革です。このような大きな改革であることから、その検討に当たっては、地方の声を十分にお聴きしつつ、国民的な議論を行いながら、丁寧に進めていくことが重要です。国会における議論も踏まえつつ対応してまいります。	
407	令和3年1月27日	令和3年3月9日	公務員の募集について	公務員の募集については新卒採用を止めるべきだと思っています。民間企業や自営業などで一定期間(例えば3~5年)の経験を条件に中途採用するやり方を提案します。	世の中のことを知らない新卒で公務員になったとしても、国民や市民の苦勞がわからず、いい仕事ができない。一定の経験を積ませた上で公務員になった方が、国民目線やスピードの大事さがわかり、遥かにいい仕事ができるはずである。	個人	人事院 内閣官房 総務省	【国家公務員】 国家公務員の採用の方法としては、新規卒業者に限らず、一定の受験資格の下で採用した者を長期に部内で育成することを目的とした総合職試験、一般職試験等の採用試験のほか、民間企業での実務の経験等を有する者を係長以上の官職に採用することを目的とした経験者採用試験やその者が有する専門的な能力・経験を活かせる官職への選考採用などの中途採用もあります。国家公務員の官職は様々であるところ、個々の官職の職制上の段階や職務内容等に応じた方法で、任命権者が採用を行っております。 【地方公務員】 地方公務員の採用については、地方公務員としての標準職務能力及び適正を正確に判定することを目的として、職務に応じ各地方公共団体で定める一定の受験資格の下で採用試験が実施されています。また、全体の奉仕者としての自覚や意欲並びに住民の視点を持ち、能力の高い職員を育成することは重要であることから、地方公共団体においては、人材育成基本方針を策定し、職務や研修等を通じて職員の育成・能力開発を推進しています。	【国家公務員】 国家公務員法第36条、第45条の2、第57条等 【地方公務員】 地方公務員法第19条	【国家公務員】 現行制度下で対応可能 【地方公務員】 現行制度下で対応可能	【国家公務員】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【地方公務員】 総務省としては、各地方公共団体に対して、多様な人材の確保を図るため中途採用の積極的な推進に取り組むよう助言しているところです。また、人材育成の目的、方策等を明確にした人材育成に関する基本方針を策定し、職員の能力開発を効果的に推進するよう助言しています。	
408	令和3年1月27日	令和3年4月16日	災害時の避難所における対応について	災害時の避難所となっている小・中学校等での、教職員と市町村職員の連携が取れるようにしてほしいと思います。所属する組織が異なるので、災害時に無用の混乱を避けるために、法令等で定めておく必要があると思います。	東日本大震災の際に、市町村職員として避難所で市民対応を行いました。が、学校側の協力が得られずに苦勞しました。特に、大規模断水にもかかわらず、学校の貯水タンクの水を使わせてもらえず、市民への供給は給水車を持つことになったことが、その最たるものです。教職員曰く、学校が再開したときに水が使えないと困るから、とのこと。その理屈や教頭としての立場も理解できますが、あの惨事の際にその判断にたどり着くことは問題があると感じました。どんな人でも、その立場において、目の前の災害に対して迷わず適切に対応できるよう、仕組みを作っておくべきだと思います。そうでないと、自分の担当だけを守るために、前述のような狭い視野での判断になりかねません。担当は文部科学省と国土交通省、どちらになるのか分かりません。よろしくお願いたします。	個人	内閣府 文部科学省	自治体の防災部局や教育委員会等は、市町村長の所轄の下、一体として行政機能を発揮するよう、相互の連絡・調整を図ることとされています。これを促進するため、内閣府において、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」において、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等関係者・団体と調整を図ることとされており、自治体において適切な対応がとられるよう促しているところです。文部科学省においても、「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について(通知)」(平成29年1月20日付け28文科初第1353号)において、学校が避難所となった場合に備え、防災担当部局等を中心とした体制の下、事前に連携・協力体制を構築するよう各都道府県教育委員会等へ示し、取組を促しているところです。	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載の内容につきまして、引き続き周知に努めてまいります。	
409	令和3年1月27日	令和3年2月18日	航空機製造に係る認定事業の一元化	航空機製造(部品製造を含む)事業を行う場合、国土交通省航空局の事業場認定及び、経済産業省の製造事業場認定が必要になる。事業場認定を航空局事業場認定に一本化してはどうか?(経済産業省の役人は航空局に移動)	航空機製造工場は、国際規格ISO9100シリーズ他、特殊工程の国際規格、航空局の事業場認定等 認定取得のため多くの対応を要求されている。それに加えて経済産業省の認定対応が必要となれば、さらに多くの人員と組織が必要となる。同じような対応が、省庁間で別々に対応するのはムダであり事業者の負担が多くなる。事業場認定を一本化して、航空局の事業場認定だけにしようか?	個人	経済産業省 国土交通省	航空機製造事業法では生産技術の向上等を目的として、高い技術を必要とする航空機等の製造や修理事業について、法第2条の2に基づき経済産業大臣の許可を必要としています。また、航空法では国際民間航空条約の規定等に基づき航空機の航行の安全等を目的として、事業者等を規制しています。	航空機製造事業法第2条の2	その他	航空機製造事業法は、民間航空機や戦闘機等の製造や修理事業の許可等を通じ、生産技術の向上を図ることなどにより、産業全体の健全な発展に資することを目的としており、こうした航空法とは異なる目的に則って、必要な規制を行っています。これまでも事業者の管理コスト削減の観点から、許可要件の特定設備の種類を減らすなど、必要に応じて規制の見直しを進めてきているところです。現時点において、航空法と一本化する予定は無いものの、引き続き、航空機製造事業法の適切な規制の在り方を検討してまいります。	
410	令和3年1月27日	令和3年3月9日	自治体消防制度の改革	現行の自治体消防制度は昭和23年3月7日に消防組織法が施行され確立されている。それ以降70年余の歴史を歩んできています。現役の消防職員として感じるのは、現制度では自治体間の格差により、地域間における消防サービスの差が顕著となってきています。また、近年の災害の広域化、大規模化を目的とした対応は困難を極めているのが現状だと思っています。そこで、この自治体消防の単位を県単位の組織に改変する事を提案します。	総務省では消防広域化を推進していますが、未だに十分な広域化が進んでいないのが現状ではないでしょうか。消防も警察と同様に県単位の組織とすることにより、広域的な視点での特殊消防車等の効率的な配備と、119番通報を受信し指令を行う消防指令センターの集約など、重複する施設整備費の縮減を図り、大規模な災害や事故への即応体制の確立や地域間の格差の解消も図られるのではないかと思います。財政的に余裕がある自治体の住民と、財政状況が脆弱な自治体の住民では、受ける消防サービスには大きな差があります。職員も同じことが言えます。命を守るための政策として消防の格差について国主導で検討して頂ければ幸いです。私は、1人でも多くの命を救うために、これからも日々努めてまいります。皆様におかれましては、ぜひ、国の安心安全を第一に頑張ってください。また、河野大臣には本当に期待しております。頑張ってください。	個人	総務省	日本の消防制度においては、市町村が当該市町村の区域内の消防を十分に果たすべき責任を有するとされています(消防組織法第6条)。消防に関する責任を果たす方法については、一部事務組合、広域連合、事務委託等の広域的処理方式や相互応援によることも差し支えないとされており、市町村の広域化は、消防体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならないとされています(消防組織法第31条)。	消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)	現行制度下で対応可能	消防は、住民の日常生活に關係の深い基本的な行政事務として、住民に最も身近な市町村の責任において処理することが適当であると考えられています。一方で、小規模な消防本部では、出動体制、保有する消防用車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合があるため、消防庁では、広域化に関する基本指針を定め、広域化を推進しております。これまで2期10年以上にわたる取組の結果、54地域において広域化が実現しています。制度上、都道府県内の全市町村が合意できるのであれば、都道府県全体で1つの消防本部とすることも可能です。消防庁においては、広域化に係る経費の特別交付税措置や、指令センター整備への緊急防災・減災事業債の充当、広域化アドバイザーの派遣等の支援を行っており、引き続き消防の広域化の実現に向けて取組を推進してまいります。	
411	令和3年1月27日	令和3年3月9日	国勢調査「回答がお済みの世帯にも、」のチラシ	総務省統計局から行われる国勢調査について、インターネットで回答した人にも、「回答がお済みの世帯にもお配りしています。」とわざわざ記載してフォローのチラシを配るのは国費の無駄だと思う。何のために、インターネットで受け付けてシステム対応しているのかわからん。	インターネットなど電子情報で受け付けるのは、その後のデータ活用に資するから本来のはず。単純に今の時代に合わせてシステム窓口つくっただけでは付加価値がなく、システム作った意味がないです。国勢調査で世帯に資料送っているのですから、送る相手は住民台帳などで決めているはず。インターネットから回答したのであれば、誰が回答したかはデータベースで参照できるはずであり、データベースがあるならシステムの「」に突き合わせることはできるはず。送った世帯総数は知りませんが、チラシ1枚3円として、送る世帯数1億だとすると、3億円+α(配送費)です。国費から見れば微々たるお金かもしれないですが、国費は国民の税金から賄われているので、1円たりとも無駄にしてほしくないですね。統計分析するための基本データとなる重要な調査であると思っておりますので、その後のデータ利活をスムーズに進めるためにもシステムの連携の課題は早く解消することが必要だと思います。	個人	総務省	国勢調査は、5年に1度、我が国に住む全ての世帯を対象に実施する統計調査であり、10月1日を調査日としています。令和2年の調査は、9月14日から調査員が調査書類を配布し、10月7日までに御回答いただくよう、世帯の皆様方をお願いしています。10月7日までに回答の確認ができなかった世帯については、調査員が再度訪問し、回答をお願いに伺うこととしています。このため、10月7日までの回答をお願いするとともに、10月1日より前に回答した方に対し、回答内容に変更があれば修正いただくよう呼び掛けるため、10月1日以降、青色のリーフレットを配布しました。		その他	今回の実施状況を検証し、次回以降の調査に結び付けてまいりたいと考えています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
412	令和3年1月27日	令和3年2月18日	道路管理者について	国土交通省、都道府県、各市町村、それぞれ道路管理者を配置し道路維持や建設工事を実施しているが、管理を一元化し効率的な運用の検討。	国道、県道、市町村道と所管が違っても国民が使用する上で道路に変わりはないと思います。行政側としては、予算や管理上の弊害があるのかもしれませんが、地域全体をマクロな視点で考察し必要な場所に予算を投入する、必要のない公共事業は廃止する。老朽化したきたインフラ設備の維持やメンテにシフトし、災害に強い社会基盤を構築することにより日本の技術を世界に発信するチャンスだと考えます。また、道路占用申請等の書類の削減やペーパーレス化(オンライン)を図り、占用物件管理の効率化によるコスト削減や期間短縮を期待します。最後に北海道と沖縄に至っては開発局という名称であるが現代において「開発」といった時代ではないのではないかと感じています。	個人	国土交通省	道路の持つ機能によって一般国道、都道府県道、市町村道の種類に分類されています。また、道路法第13条、第15条、第16条にて国道の管理については国土交通大臣又は都道府県、都道府県道についてはその路線の都道府県、市町村道についてはその路線の市町村がそれぞれ管理することとしております。	道路法第13条、第15条、第16条	対応不可	道路の持つ機能により国、都道府県、市町村の各道路管理者が行うことで、例えば国において全国を俯瞰した広域的な視点による幹線道路の管理、市町村において地域に密着した視点による生活道路の管理など適切な対応が可能となると考えられます。引き続き、各道路管理者において適切な管理を行うとともに、複数の道路管理者が関係する場合においては連携し効率的な管理を行ってまいります。		
413	令和3年1月27日	令和3年4月16日	日本学術会議の廃止	この会議が政府の意志決定に役立つのか疑問に思います。国民のほとんどは知らず、民間では非常識な210名で会議にならないですね。税金の無駄遣いです。	内閣府の政策決定のアドバイスになるものが、混乱を招くものになっています。他の所轄の会議も見直しされてはどうでしょうか。前例主義の打破をお願いします。	個人	内閣府	日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とし、内閣総理大臣の所轄とされています。独立して次の職務を行っており、日本学術会議に関する経費は国庫が負担することとされています。 ①科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。 ②科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。	日本学術会議法	検討に着手	令和2年12月16日に中間報告を公表し、日本学術会議のより良い役割発揮に向けて、日本学術会議において検討を始めています。 日本学術会議のより良い役割発揮に向けて(中間報告) http://www.soj.go.jp/ja/member/iinkai/kanji/pdf25/siryu305-tyukanhoukoku.pdf		
416	令和3年1月27日	令和3年2月18日	ハンコ廃止について	ハンコ廃止について、難しい事を色々やろうと考えているようですが簡単な事から確実にやってはどうですか？例えば、公務員の出勤について未だに出勤したら出勤簿にハンコを押印して管理しているのを知っていますか。これなんかパソコンで管理したら、残業時間の管理とかも行え、関係の総務の人員等も減らせますし、残業時間の管理にも使えますよ。	ニュースなどでハンコ廃止、IT化など言ってますが具体的な形が見えてこない。このままでは過去に「IT立国日本」の政策を掲げ様々(自分のいた省庁ではほとんど)の申請等をホームページ上からオンラインで出来るようにしたが、結局使い勝手が悪く利用されず(何百万円かけて作ったのに年間の利用者が10件とか)ほとんどが使い物にならなかったのを知っている。国民の税金で行うことなので無駄にならないように。ちなみに電子決済ですが政府機関には「共通ポータルサイト」と言うものが既にありますよ、使っているかどうかはありますが。	個人	人事院 内閣官房	番号377の回答を参照してください。					
417	令和3年1月27日	令和3年3月9日	公務員の出退勤管理の電子化	公務員の出退勤管理は、ハンコ押印によっており、かつ電子化されていないため非効率となっており、無駄な業務を行っているという意味で税金の無駄遣いをしている。電子化の具体策としては、パソコン上で職員は出勤報告と退勤報告及び休暇申請をできるようにして、管理者はそれらをデータ管理できるようにする。	現状は、1:職員は出勤する都度、出勤簿に押印し、管理者がそれを見視することで出勤の事実を確認している。2:休暇申請もハンコ押印により上司に申請し、管理者はその申請をもとに出勤簿に休暇等の表示をスタンプしている。3:超過勤務についても、申請者は申請書類にハンコ押印し、管理者もそれに押印している。管理者はその申請書類の数字を手集計し、担当部署に連絡している。以上のことから、公務員は出退勤管理において非効率な作業を強いられている。国家公務員と地方公務員すべてについて出退勤管理の電子化が実現すれば、出退勤管理に関して大幅な業務削減の効果が期待できる。	個人	人事院 内閣官房 総務省	【国家公務員】 出勤管理に関して、規定上は、職員は定時までに出勤したことを証明するため、出勤簿へ必要な記録を自ら行うこととなっており、出勤簿に押印することを必須とはしていません。 超過勤務時間の確認は、客観的な記録を基礎として在庁の状況を把握している場合は、これを参照することができることとしています。また、超過勤務等命令簿に押印することを必須とはしてならず、手続を電子化することは可能です。 休暇の請求等の手続は、原則として休暇簿により行うこととされていますが、休暇簿の「本人の確認」欄に押印することは必須とはしてならず、手続を電子化することは可能です。 その上で、出退勤管理及び休暇の請求手続の具体的な方法については、各府省において適切に判断し、運用することとされています。 【地方公務員】 地方公務員の勤務時間や休暇に関する制度は、原則として適用される労働基準法や労働安全衛生法を最低基準としつつ、さらに国家公務員制度との権衡を踏まえ、条例や規則等により定めることとされています。 また、地方公務員の勤務時間管理については、労働基準法等に基づく「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」により、職員の勤務時間を、タイムカードやPC等の電子計算機の使用時間の記録による客観的な方法により把握することが求められています。 出退勤管理及び休暇の請求手続の具体的な方法については、各団体の判断に基づいて、運用されています。	【国家公務員】 人事院規則15—14(職員の勤務時間、休日及び休暇) 第27条第1項、第2項、(第3項)、第28条第1項 給実甲第65号(人事院規則9—7(俸給等の支給)の運用について)第13条関係 給実甲第576号(給与簿等の取扱いについて(通知))第2第2項 【地方公務員】 地方公務員法第24条、労働基準法第109条、労働安全衛生法第66条の8の3等	【国家公務員】 現行制度下で対応可能 【地方公務員】 現行制度下で対応可能	【国家公務員】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【地方公務員】 総務省としては、職員の勤務時間管理についてガイドラインに則り適切に対応するよう、各地方公共団体に助言するとともに、地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しに積極的に取り組むよう要請しています。		
419	令和3年1月27日	令和3年2月18日	合同庁舎の費用分担制度撤廃	合同庁舎にかかる経費(清掃費や光熱費、修繕費等)は、入居官庁でわざわざ金額を分担して負担している。管理官庁で一括して負担することで、公務員の事務の大幅な削減、民間企業への負担軽減が期待できる。	同じ税金から、支払うにもかかわらず分担の手間をかけること自体が無駄である。現状、全く生産性の無い作業に多くの公務員の人件費が当てられている。複雑な契約になれば、金額の分担にも手間がかかり、予算要求や緊急性のある修繕であってもわざわざ各官庁の足並みを揃える必要がある。庁舎によっては、分担のためだけにメーター等を設置しており、費用としても無駄である。また、民間企業の経理事務にも不要な負担を押し付けている。	個人	財務省	合同庁舎のように二以上の各省各庁の長が共同して使用するため、統一的に管理する必要がある行政財産については、統一的管理財産の管理者として指定された官署が、管理経費の予算要求、使用する他の省庁との間で共同使用にあたって必要な調整等を行うこととされています。 合同庁舎の維持管理に必要な経費(ガス、水道、電気、その他高熱水量、各所修繕費、工事費等)については、各入居官署がそれぞれ独立した部屋を持ち各官署の事務を遂行することにより発生するものであり、原則、各官署が公平に負担していただくことが適当と考えているものです。 このような考えのもと、合同庁舎の維持管理に必要な経費については、特別に予算措置をしてある場合又は特別の事情ある場合を除き、使用官署に公平に分担することとしています。	国有財産法第五条の二	現行制度下で対応可能	左記のとおり、合同庁舎の維持管理に必要な経費については、当該使用官署の事務・事業の遂行により発生したものであることから、合同庁舎に入居している使用官署が使用面積や人員、一般会計・特別会計の別に応じて、原則、使用官署において公平に負担していただくことが適当と考えます。 ただし、一つの官署に他の官署の会計事務を委任し、合同庁舎の実情に応じて、経費の支払方法について、使用官署間で協議していただき、負担を調整することは現行制度下においても可能と考えます。		
420	令和3年1月27日	令和3年3月9日	和暦を最小限に、西暦をデフォルトに	大学内の文書および文部科学省に提出する文書に用いる年号は原則として西暦にしたいです。和暦は最小限にとどめていただきたいです。	国立大学事務自体もそうですが、教職課程認定など、文部科学省に提出する書類において、「すべて」和暦で記載することが求められます。当然論文や書籍の刊行年も含まれます。書類を書く側にとっても、読む側にとっても昭和、平成、令和が混在することによって非常に煩雑な手続きと認知処理が求められることとなります。外国籍で日本滞在歴の浅い教員など、わけがわからないでしょう。「教育のグローバル化」をうたうのであれば、論文刊行年を和暦にいちいち換算する手間を研究者に求めるべきではないと思います。和暦は書類の表紙に記載するごく一部にとどめていただき、その他は西暦を原則にしてほしいです。	個人	文部科学省	公的機関の事務については、原則として元号(和暦)を使用するものと考えておりますが、公的機関の窓口業務における国民の元号使用はあくまで協力要請であり、基本的には西暦で記入したのも受け付けられると認識しております。(平成31年4月3日官房長官会見においてもこの旨説明がなされていると承知しております。)御指摘の教職課程認定に係る書類については、記載例の中で元号(和暦)を使用しておりますが、西暦を使用して提出いただくことも可能です。 83	なし	現行制度下で対応可能	公的機関の事務については、原則として元号(和暦)を使用するものと考えておりますが、公的機関の窓口業務における国民の元号使用はあくまで協力要請であり、基本的には西暦で記入したのも受け付けられると認識しております。いずれにしても、文部科学省へ提出する書類について、提出者の負担軽減に資するよう随時改善に努めてまいります。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
421	令和3年1月27日	令和3年2月18日	合同庁舎での各入居官庁の経費分担(合庁分担)の撤廃	合同庁舎の光熱費や建物の修繕などの共用経費は管理担当官庁が入居官庁の占有面積や人数に応じた負担割合を定め、各入居官庁がその割合に応じた金額を分担(割り勘)で払っているが、これを撤廃し管理担当官庁が一括で予算要求して、管理官庁が予算要求、契約、支払の全ての会計手続きを行うこと。	管理官庁が不要となる主な作業は以下の通り ・分担率を定める作業 ・入居官庁に分担額等を通知する作業 ・入居官庁に予算要求を依頼する作業 など また、例えば一つの入居官庁に必要な予算がなかった場合、契約自体ができず不都合がある。 契約相手先も入金バラバラでなく一括で支払われるためわかりやすい。 とにかく入居官庁が多ければ多いほど分担作業に手間がかかる現状であり、どの官庁が払おうが結局は国の予算から支払われるものでありこの「合同分担」という方式は非常に無駄である。	個人	財務省	番号419の回答を参照してください。				
422	令和3年1月27日	令和3年2月18日	国家公務員の旅費(日当・定額宿泊料)について	公用車を利用して昼をまたぐ出張を行なった場合に、昼食代相当として日当が支給されるが、これを廃止してほしい。また、宿泊料もバックを使用しない場合は地域により定額支給となっているが、これを実費支給してほしい。	昼食代が払われる理由がわからない。事務室で勤務しても、外で勤務しても、昼ごはんを食べることに変わりはなく、出張扱いとなるだけで昼ごはん代の支給があることに不公平感を感じる。 また、日当のみ支給の制度がなくなれば事務量が格段に減る。 宿泊料については、(コロナ前は)外国人観光客の増加により、出張先目的の近くのホテルを選ぶと、定額宿泊料を超過することもあるが、超過分の旅費支払いには財務省？などの承認が必要となりハードルが高くなるため出張者の持ち出しとなっている(宿泊料定額の半額程度のホテルもあり、宿泊料の半額程度が宿泊料として利用されず宿泊者の懐に入ることになる場合もある)。 ホテル利用の証拠書類として、宿泊証明書又は領収書を職場に提出しているため、これを領収書のみとし、利用料を確認して実費払いしてほしい。	個人	財務省 内閣官房	【日当について】 「国家公務員等の旅費に関する法律」(以下、「旅費法」という。)上、日当は、旅行中の昼食代を含む諸雑費及び目的地である地域内を巡回する場合の交通費を賄うための旅費であり、旅行の日数に応じ、一日当たりの定額により支給しています。 日当の支給に関する標準的な取扱いについては、「旅費業務に関する標準マニュアル」において示されています。 【宿泊料について】 旅費法上、宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、一夜当たりの定額により支給しています。 【旅費の減額・増額調整について】 旅費の減額・増額調整については、旅費法上、以下のとおり規定しています。 ○国家公務員等の旅費に関する法律 第46条 各庁の長は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情に因り又は当該旅行の性質上この法律又は旅費に関する他の法律の規定による旅費を支給した場合に不当に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。 2 各庁の長は、旅行者がこの法律又は旅費に関する他の法律の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、財務大臣に協議して定める旅費を支給することができる。	国家公務員等の旅費に関する法律等	その他	【日当について】 「制度の現状」に記載のとおり、日当は昼食代に特定して支出する旅費ではありません。 また、支給については、定額支給であるため複雑な算定等は発生せず、各府省等において、「旅費業務に関する標準マニュアル」に沿って運用されているものと承知しています。 【宿泊料について】 宿泊料については、冗費の節約及び行政事務の簡素化の観点から、標準的な実費額を基礎として計算された定額支給を採用しています。 その上で、宿泊料の実費に対して定額支給額に過不足が生じた場合には、旅費法第46条によって減額・増額の調整を行うことが可能であり、各庁の長が適切に対応しているものと承知しています。	
423	令和3年1月27日	令和3年7月20日	「家庭保安局」の設置について	1. 厚生労働省が制度を所管する児童相談所と、内閣府が制度を所管する配偶者暴力相談支援センターを統合し、「家庭保安局」(仮称)を設置すること。 2. 家庭保安局職員(家庭保安官)に特別司法警察職員としての権限を持たせること。	日々職務に励まれている職員の皆様に感謝申し上げます。私は現在、法学部で勉強をしています。その中で、DV問題に尽力されている弁護士のお話を聞く機会がありました。DV被害者の対応機関は、被害者が大人であれば配偶者暴力相談支援センター、被害者が子どもであれば児童相談所となります。家庭内で、大人だけが、子どもだけがDV被害に遭うということはほぼありません。配偶者に暴力を振るう加害者は、子どもにも同じように暴力を振るいます。逆も同様です。そうであるにも関わらず、DV被害者の対応機関を年齢で区分するのは不合理ではないでしょうか。大人・子どもの両方がDV被害者だった場合、児童相談所は対応をしません。どうしても児相に対応を求めるとは、親と子は強制的に分断されます。 そこで、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターを統合した「家庭保安局」(仮称)の設置をお願い致します。配属センターと児童相談所それぞれが持つ一時保護施設を有効活用できます。当然、DV被害者が男性か、女性か、子どもか、家族か等によって別個の施設を用意する必要はありますが、分散されていた施設・職員を統合することで各機関が有するノウハウを一元化することができます。 さらに、家庭保安局職員(家庭保安官)は特別司法警察職員とすることで、警察を介入することなく加害者を逮捕することができます。従来は「被害者が逃げる」というスタンスでしたが、家庭保安局の設置によって「加害者を排除する」ことも同時に行うことができます。家庭保安局の設置によって被害者のケアと防護、ならびに加害者の排除を実現するため、ぜひご検討ください。よろしくお願致します。	個人	厚生労働省 内閣府 内閣官房	【内閣府】 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法」という。)は、令和元年6月に児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童福祉法等一部改正法との一括法として児童虐待と密接な関連があるとされる配偶者からの暴力の被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力するよう努めるべき機関として児童相談所を法文上明確化するとともに、その保護の対象である被害者にその同伴する家族も含めることとする法改正が行われました。 また、令和2年12月25日に策定された第5次男女共同参画基本計画においても、「配偶者暴力防止法の改正等を踏まえ、配偶者からの暴力と密接に関連して発生する児童虐待対応との実質的な連携協力を強化するため、情報共有の在り方の検討を含め、関係機関間の具体的な取組を促進する。」こととされています。 今後とも、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所の連携・協力を努めてまいります。 【厚生労働省】 令和元年に、児童虐待の防止等に関する法律の改正を行い、児童虐待の早期発見に努めるべき機関として配偶者暴力相談支援センターを法文上明記したほか、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの機関連携のためのアセスメントツール・ガイドラインを作成し、現場でのモデル実施を踏まえて修正・更新を行うなど、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの連携・協力の体制を深めているところです。今後とも、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの連携・協力を努めてまいります。	【内閣府】 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 【厚生労働省】 児童虐待の防止等に関する法律	【内閣府】 対応不可 【厚生労働省】 対応不可	【内閣府】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【厚生労働省】 制度の現状欄に記載のとおりです。	
424	令和3年1月27日	令和3年2月18日	印鑑省略の件について	自衛隊の補給整備規則では、整備や補給業務をする際に、様々なところで確認印や決済印が必要な状態です。補給システムで基本ペーパーレスにできるにも関わらず、プリントアウトして紙の大量使用が行われているのが現状です。規則上ハンコをもらうことが残っているためです。業務の簡素化、迅速化、効率化に寄与するために、ハンコレスにしたい。	1 紙、インクの大量使用による税金使用のコストを削減できる 2 補給システムによるデータ一括管理により、文書保管のスペースの削減、デジタル化ができる 3 ハンコレスによる業務の簡素化、迅速化ができる。	個人	防衛省	関係規則に基づき、補給管理システムを使用した業務手続きを実施していますが、現行規則では、押印等が必要となっています。	陸上自衛隊 整備規則 (陸自達71-4号) 陸上自衛隊 補給管理規則 (陸自達71-5号)	対応	現在、内閣府が推進する「押印・書面提出等の制度・慣行の見直し」に基づき、陸上自衛隊補給管理規則、陸上自衛隊整備規則の押印省略に係る改正作業を実施中です。 令和3年4月以降、同規則に規定する書類は、押印省略されることから、印刷物の軽減(ペーパーレス)が図られます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
425	令和3年1月27日	令和3年3月9日	私立大学の運営、事務改革	私立大学向けの各種調査等の意義の説明、明文化とその期待効果の説明、測定	私立大学が日本の最高学府としての役割を正確、誠実に果たすため、国立大学だけではなく私立大学でも事務の改革(効率化や省力化)が必要です。特に教学部門の事務は激務化する傾向が強く、その一因となっているのは文科省からの“なぜその方法、様式で、その内容を回答しなければいけないのか”調査にあると感じています。やるからには、意味のある調査回答、意義のある資料作成を実施し、国内外における競争力や社会人基礎力とあわせて言われていたものの向上に寄与できるような大学運営部がされるべきと感じており、かつそういった大学運営に携わることのできる事務職員の養成が必要です。また、文科省から補助金を取得している大学がどれほど日本の教育、国際競争力に貢献しているのか、その効果は測定されているとは思えず、やりっぱなし政策、バラマキっぱなしの無駄な補助金交付が散見されるように思います。意味のある政策、補助と、その効果をしっかりと測っていく実践性のある教育への支援を行うため、これからの高等教育の発展を担う若い世代の大学事務職員を中心に、官僚各位と意見交換を行い今後の大学運営補助の一助となる会の設置を提案します。	個人	文部科学省	文科省が行う各種調査については、実施にあたり、調査対象、実施時期などを精選して、ご協力をお願いしているところです。	○ 設置計画履行状況調査 ①「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成18年3月31日 文部科学省令第12号)」第14条 ②「大学設置基準第60条の規定に基づき、新たに大学等を設置し、又は兼学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件(平成15年3月31日 文部科学省告示第44号)」第3 ③「大学院設置基準第38条の規定に基づき、新たに大学院等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件(平成15年3月31日 文部科学省告示第50号)」第3 ④「短期大学設置基準第45条の規定に基づき、新たに短期大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件(平成15年3月31日 文部科学省告示第52号)」第3 ○ 学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準 第6の3 ○ 私立学校振興助成法(私立大学及び私立高等専門学校)の経常的経費についての補助 第四条 国は、大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育又は研究に係る経常的経費について、その二分の一以内を補助することができる。2 前項の規定により補助することができる経常的経費の範囲、算定方法その他必要な事項は、政令で定める。	対応	いただいた御指摘を踏まえ、改めて調査自体の精選・検討に努めてまいります。また、政策や補助金の効果については、引き続き学校法人の職員の皆様の御意見を伺いながら、検討してまいります。	
426	令和3年1月27日	令和3年3月26日	省庁の使用ソフトについて	書類作成ソフトは、ほとんどがMicrosoftのoffice、PDFならアrobatです。省庁も一般的なソフトを使ってください。	amed、文科省にワード、エクセルのファイルをメールで送ると、文字化けされると言われる。ワード、エクセルをPDFにして送れと言っているので、PDFにして送ると、こっちは、ジャストシステムPDFで、アrobatPDFは使えない。ジャストシステムPDFで編集出来るようにしろ、と言われます。ジャストシステムを使えと言っているのでしょうか？互換性のないソフトを使用するのは効率的ではありません。一般的なソフトを使用してください。よろしくお願いします。	個人	文部科学省	文部科学省においては、書類作成ソフトはMicrosoft office、PDFの編集はJustPDFを使用しております。いずれのアプリも官公庁に限らず、様々な研究機関、企業等で利用されており、幅広いPDFのバージョンに対応するアプリになります。 また、AMEDにおいては、職員が利用する端末に、Acrobat Reader DCとJUST PDFを導入し、PDFファイルの機能を利用しています。いずれのアプリも官公庁に限らず、様々な研究機関、企業等で利用されており、幅広いPDFのバージョンに対応するアプリになります。	なし	現行制度下で対応可能	文字化けの問題は、受信側の端末環境(OSやPDFアプリ、端末の設定等)に限らず、その他端末環境も当該事象の要因となり得るため、一概にアプリの互換性による問題と断定できません。文字化けやPDFに係るトラブル等を担当者にご相談いただいた際に適切な対応が提案できるよう、書類作成ソフトウェアにおける問題発生時に参照できるFAQを充実させるなど、職員のスキル向上を図ってまいります。	
427	令和3年1月27日	令和3年4月16日	日本学術会議の廃止	日本学術会議を廃止する。	日本学術会議の使命は科学に関する重要事項を審議して、その実現を図ること。科学に関する研究の連絡を図り、その効率化を実現すること。とあるがいずれも他の機関でやれそうであるから。	個人	内閣府	番号413の回答を参照してください。				
428	令和3年1月27日	令和3年3月9日	文科省事前相談	学部、大学院の改組等の場合に、文科省担当者に事前相談を行います。コロナ以前は、地方の大学は東京まで7~8人で旅費を使って上京し、1時間程度の相談を数回繰り返すというのが慣習でした。今は、コロナのためオンライン相談です。	コロナが収束しても、可能な限りオンライン相談を継続して頂きたいのです。いつも思っていました。旅費が勿体ない。7~8人で東京を往復すると、かなりの税金のムダ使いです。沖縄や北海道は大変です。1時間の相談のために宿泊が伴います。全国の大学について、このままオンライン相談としては如何でしょうか？全大学の事前相談にかかる旅費は、相当な金額と思われます。	個人	文部科学省	文部科学省では、大学等の設置認可申請及び寄附行為変更認可申請手続等に係る問合せについて、電子メール、電話及び事務相談の実施により対応しています。また、事務相談については、従来、対面のみにより実施していましたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、令和2年中よりオンラインによる相談を試行しているところです。	なし	対応	本年より、今後の大学等の設置認可申請及び寄附行為認可申請手続等に係る事務相談については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のほか、大学等の移動に伴う時間的負担等を考慮し、オンラインによる相談を原則とします(相談者の希望で選択)。なお、事務相談の実施に当たっては、相談内容等に応じて関係部署も同席するなど連携して対応していますが、引き続き、申請者の利便性の向上に資するよう、関係部署と連携し、適切かつ柔軟な対応に努めてまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
429	令和3年1月27日	令和3年3月9日	国立大学における無駄なITリソースの購入に対する提案	国がクラウド・バイ・デフォルト原則をとっているが国立大学はいまだにオンプレミスで無駄なITリソースの購入に縛られている。国立大学版クラウドバイデフォルト原則の発行や予算費目上の制約をなくすこと、また事務部門のクラウド調達に関する啓発などを行って欲しい。	研究室での計算リソース購入や事務システムのインフラ等をオンプレミスで学内に置き続けることで無駄なコストが発生している。 ・電気代、空調代、物理的な固定資産管理の手間 ・限られた計算リソースにより研究のスピードがはやくできない 国立大学に対してもITインフラにクラウドを活用することを第一候補として検討するクラウド・バイ・デフォルト原則を示し、職員の無駄な運用負荷軽減や、コスト削減を促進して欲しい。 また、予算費目で固定資産を買い手が指定されており、物理的なハードウェアを買わないといけないという会計上の制約も取り払い、ITリソースについては資産でもサービスでも活用できるようにして頂きたい。 経理や用度等の部署に対してもクラウドの買い方について啓発の機会を設定し、スムーズな調達手続きを行えるように取り計らって頂きたい。	個人	文部科学省	国立大学法人運営費交付金等において、クラウドの導入に係る制約は設けておらず、現行制度下においても、各法人の判断に基づき、事務システム等にクラウドを導入することが可能です。	なし	現行制度下で対応可能	文部科学省においては平成27年1月に各国立大学法人に対し、事務連絡を発出し、クラウドを導入していない法人に対し、クラウドの早期導入を要請するとともに、文部科学省所管の国立情報学研究所において「大学・研究機関のためのクラウドスタートアップガイド」を公開するなど、国立大学法人におけるクラウド導入を推進しているところです。	
430	令和3年1月27日	令和3年3月9日	高等教育修学支援新制度の抜本的見直し	給付奨学金と授業料減免の一体支援であるため、JASSOへの申込のみで完結するようすべき。大学の機関要件制度、学力基準、自宅外証明としてのアパート契約書の提出などは、廃止もしくは緩和すべき。十分な調整のないまま施行されており、抜本的な制度見直しが必要。	1. 給付奨学金はJASSOへ、授業料減免は各大学への申請となり、採用結果もJASSO理事長名での通知と、その通知とほぼ同じ内容の学長名での減免結果通知を学生に配付しなければならないなど、JASSOと文科省(大学)へ二重に申し込むこととなり、学生・保護者が制度を理解できず、また担当する大学職員も煩雑な処理を強いられている。 2. 経営に問題のある大学の排除はすべきであるが、学校教育法に基づき設置・認可されている各大学について、更なる機関要件を課すことは不当である。 3. 学力基準については、学修計画書の提出や出席率の確認など大学における実情と異なる机上の空論となっている。 4. 給付額の上乗せをするための自宅外証明として、アパート契約書のコピーの提出が求められているが、その確認をする大学職員、またその審査をするJASSO(実際は委託業者)の業務負担は膨大であり、実家を離れている事実のみで良いと思われる。 その他、3浪した入学生は申込対象外である。給付採用者は従前の貸与奨学金が減額される。など学生・保護者にとって不利となる取扱いが多く、そもそも制度設計において、内閣府と文科省、文科省内での学生留学生課と国立大学法人支援課、各大学との調整が不十分なまま施行されたためと思われる。 "経営に問題のない大学に在籍する非課税世帯学生を、マイナンバー提出のみの申請で、一律に授業料無償とする"など、学生・保護者および担当職員が理解しやすく、負担とならないという視点での抜本的な制度見直しをすべきと考えます。	個人	文部科学省	1.高等教育の修学支援新制度における給付型奨学金の実施主体は独立行政法人日本学生支援機構(以下、機構)であり、授業料等減免の実施主体は大学等となっておりますので、双方の支援を受けるためには、別々で申し込んでいただくこととなります。ただ、支援対象の要件は同一のため、授業料減免の事務においては、機構で判定した支援区分の情報を活用できるようにし、大学における事務負担の軽減にも配慮しております。 2. 支援を受けた学生の勉学が職業と結びつき、社会で活躍できるよう、学問追求と実践教育のバランスが取れた教育を実施する大学等を対象機関とするため、一定の要件を設けています。また、大半の大学等が確認を受けており、既存の取組を充実させることで満たせる要件となっております。 3.学力基準については、大学関係者のご意見を十分踏まえた上で、策定しております。 4.高等教育の修学支援新制度については、自宅生に比べ自宅外生の方が支給額が多くなっているため、自宅外通学であることの妥当性を求めています。 5.検討の過程においては、大学や専門学校関係者にも周知を図り、その趣旨を説明しつつ、ご意見も賜り、また、文部科学省において高等教育関係者の参画する専門家会議を設け、その結果を踏まえて、制度設計をしました。	大学等における修学の支援に関する法律	検討を予定	大学等における修学の支援に関する法律附則第3条において、法律の施行後4年を経過した場合において、施行の状況を勘案し、規定について検討を加え、必要があると認めるときはその結果に応じて、所要の見直しを行うものとされていることを踏まえ、引き続き制度の改善に努めていきます。	
431	令和3年1月27日	令和3年2月18日	国家公務員共済組合連合会の手続きについて	長期組合員資格取得届がいまだに手書き(エクセルファイルに記入しても印刷必要)であり、ムダと思う。一方で、政府共通オンラインシステムというのがあるようで、そこでは事務担当者が組合員の住所やこれまでの標準報酬額などを確認できるそう。なぜ組合員が登録できるポータルサイトがないのか。あれば住所変更や氏名変更などリアルタイムで行えるのではないかと。	国家公務員共済組合連合会の手続きもそうだが、共済組合全般の手続きがいまだに「自署十押印」が必須とされ、種々の書類を取り揃えて提出する手間がかかる。保険証もすぐに発行できないようだし、ムダが多いと思う。旧態とした法律(国家公務員共済組合法など)が紙ベースの手続きを想定しているためと思われる。オンラインに移行すれば、相当スリム化され、国家公務員共済組合連合会の業務も減ると思います。	個人	財務省	国家公務員共済組合法には、電子情報処理組織(電子メール、ポータルサイト)での申請を認める規定が設けられています。(法律の規定はオンライン化の妨げになっていません。)	国家公務員共済組合法施行規則第87条の2第9項、第132条	検討を予定	国家公務員共済組合法には電子情報処理組織(電子メール、ポータルサイト等)での申請が認められているため、現在、国家公務員共済組合連合会において手続きのオンライン化の検討を進めているところです。 なお、連合会に提出する様式の中で、従来、押印を求めていたものについては、既に押印を求めない様式への見直しを行いました。	
432	令和3年1月27日	令和3年2月18日	国家公務員共済組合が利用する標準共済システムについて	国家公務員共済組合各省庁で利用している「標準共済システム」だが、相当な予算、事務人員を割いているにも関わらず、国家公務員共済組合法等の縛り?のため紙ベースの申請を脱することができない。ネットワークへのアクセスも外部からできないため、テレワークが全くできない。	国家公務員共済組合では「標準共済システム」を利用して事務をしているが、レスポンスも悪く非常に使いにくい。紙ベースが基本のため、伝票作成などの「紙製造機」となっている。押印も当然必須とされ、非効率なことこの上ない。テレワークもいまだにできない。 また、マイナンバーを誤登録すると「情報漏洩」とみなされるらしく、修正するためには「システムから該当者の登録内容を全て削除して再び登録し直す」鬼仕様とのこと。 こんなことではマイナンバーカードの保険証利用もスムーズに進められるのか、オンライン資格確認時に発生するエラーなどのトラブルが全国で頻発することが今から想像できます。 マイナンバーを特定個人情報に指定していることからくる不都合だと思いますが、セキュリティを高めれば当然その運用は不便で使いにくいものになります。落とし所が難しいところですが、現状では不便で使いにくいということは理解してほしいと思います。	個人	財務省	各府省庁等の国家公務員共済組合(以下「共済組合」という。)が利用している標準共済システムは、共済業務に係る事務処理を一体的に処理する標準的なシステムとして共済組合において共同開発され、導入が図られました。 国家公務員共済組合法等の規定では、手続きを紙ベースに限定しておらず、電子情報処理組織(電子メール、ポータルサイト等)での申請等が認められています。 一方、標準共済システムは、紙出力・押印を前提とした仕様となっており、また、セキュリティ上、外部端末からのアクセスも認められていないことから、テレワークへの対応ができていない状況です。 なお、マイナンバーを利用した情報連携については、他の行政機関からの情報照会に対する情報提供のため、標準共済システムに登録されている組合員等の給付情報等、共済組合本部において中間サーバにアップロードすることで対応しておりますが、マイナンバーを誤登録すると「情報漏洩」とみなされるのは標準共済システムではなく、医療保険者等向け中間サーバの仕様かと思われます。また、標準共済システムには個人番号の変更機能があるため、修正のために「システムから該当者の登録内容を全て削除して再び登録し直す」といった仕様にはなっていません。	国家公務員共済組合法施行規則第132条	検討を予定	令和2年10月に、共済組合に対し当面の対応として、令和2年中に、組合員等からの申請等についてID、パスワードで職員個人の認証が可能なメール(職場のメール)での送受信により、電子媒体の申請書等の受け付け等ができる体制を整えるよう依頼したところです。 一方、電子媒体の申請書等を受け付けた共済組合において、審査・決裁等の内部手続きを完全オンライン化することは現行の標準共済システムでは不可能であることから、システム改修または新たなシステムの構築が必要となり、実現するためには予算措置が必要となることも留意する必要があります。 今後、共済組合及び組合員等の双方の利便性を向上させるための対応の検討を進めてまいります。	
433	令和3年1月27日	令和3年2月18日	学校教員の出勤簿	出勤簿への押印を未だに毎日行っている。	すでに勤怠管理はデジタル化し、分単位で勤務時間が管理されているにもかかわらず、出勤簿が廃止されないまま残っています。県教委による監査対象にもなり、押印の義務化が続いています。出張や年休も帳簿があるのに出勤簿にも記載しなければならず、事務職員による突合作業を生んでいます。	個人	文部科学省	番号27の回答を参照してください。				
434	令和3年1月27日	令和3年2月18日	出勤簿について	出勤簿の代わりとして指紋認証可能なタブレット等を使用することはできないか。	矯正施設では出勤時に出勤簿に押印しなければならないが、紙媒体であるため保管及び使用の際に場所を取ってしまうため、自然環境保全や押印(ハンコ文化)の必要性といったものと考え、指紋認証機能の着いた端末機器に切り替えることで、印鑑や朱肉を用意して自分の押印箇所を探す手間や出勤簿に使用する紙のコストも無くすることが出来るのではないかと。	個人	法務省	職員は定時までに出動したことを証明するため、出勤簿へ必要な記録を行うこととなり、定時までに出動したことを証明する具体的な方法については、各府省において適切に判断し、運用することとされています。 矯正施設では、書面に押印等する方式で出勤状況や休暇取得状況の記録を行っているところです。	給実甲第576号第2第2項	検討を予定	出勤簿を含めた職員の勤務時間管理については、現在、オンライン化や客観的な方法による勤務時間の把握等の機能を備えた勤務時間管理のシステム化の実現が求められているところ、御提案のあった方策を含め、どのような方策が矯正施設に適しているのか鋭意検討を進めていきます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
435	令和3年1月27日	令和3年2月18日	教員の勤務体制について	部活等で時間外労働が多い教職員に対して、部活などに対し外部からのパート職員もしくは再雇用者を雇う提案をしたいと思います。	時間外労働の削減 就職先を探している人 双方に利点があると思います。 また、部活でも経験者を雇える 質の良い指導が行える 学生にとっても利点だと思います。	個人	文部科学省	番号114の回答を参照してください。				
436	令和3年1月27日	令和3年2月18日	在日外国公館関連書類のデジタル化	他国に比べても日本の在日外国公館宛の書類はかなりアナログです。 外交団リストは毎年、本として配布されますがデジタルでもいいのでは。またこの本の校正も手書きで書き込み出版社に郵送が求められています	出版費用の節約、コスト削減 リストがログイン式のイントラで公開されれば、随時新しい情報に更新可能	個人	外務省	外交団リストの作成については、昨年版の情報を当省委託業者を通じて各在本邦外交団に紙媒体で送付し、外交団がこれを赤字で修正の上、郵送にて業者に返し、業者にて修正作業を行っております。 業者の修正後、外務省において修正内容を確認した上で、冊子として発行し、外交団及び政府関係者に配布しております。		検討を予定	御指摘を受け、今後の作成に当たっては校正作業を何らかの形でデジタル化できないか検討いたします。 また、併せて御指摘いただいた外交団リスト自体のデジタル化については、個人情報保護の観点や技術面などを踏まえて可能かどうかにつき検討いたします。	
437	令和3年1月27日	令和3年3月9日	救急車利用を自己負担	看護師です。高齢者の救急車を有料化(一回二万円程度)にすることや高齢者の延命治療(80才以上の胃ろうや人工呼吸器は保険外)の自己負担増額を希望します。	高齢者の緊急時医療の費用の変更によって期待されるのは、高齢者の健康増進の高まり、日々の健康管理の体制づくり、在宅医療のサポート増加、医療費の健全化、また他の業種による生活サポートビジネスの参入などの経済効果などが期待されると思います。 また、テレビで心肺蘇生の練習、誤嚥したときの対応方法などの医療教育も同時にしてください。 誤嚥や転倒などの救急車コールが多いようです。翌日の受診で構わないケースも多々あります。 もちろんお金のある高齢者は、とんとん救急車に乗って高度医療を受ける自由はあります。大きな問題はおきないと思います。 社会に認知されていけば、いずれは、救急車一回5万円から8万円にアップすると思います。 すでに人工呼吸器や胃ろうなどの延命治療をされているかたにつきましては、医師の診断書で、2年間の免除にするとか、救済策を同時に提示すると思います。	個人	総務省 厚生労働省	【厚生労働省】 我が国は国民皆保険の下、安全性・有効性が確認された必要な医療は保険診療でみることにしています。 その上で、後期高齢者(原則75歳以上)の自己負担額については、負担能力に応じて1割又は3割負担としています。 【総務省】 救急業務によって搬送された傷病者に対しては、当該傷病者の年齢にかかわらず、費用の負担を求めています。	【厚生労働省】 高齢者の医療の確保に関する法律 第67条第1項	【厚生労働省】 その他	【厚生労働省】 我が国は国民皆保険の下、安全性・有効性が確認された必要な医療は保険診療でみることにしています。延命治療を含む終末期医療のあり方に関しては、生命観・倫理観に関連する問題であり、その自己負担の在り方については慎重な検討が必要です。 【総務省】 ご提案があった高齢者の救急車利用の有料化については、有識者等からなる検討会において「生活困窮者等が、緊急性の高い救急を躊躇し結果的に重症化するリスクがあるのではないか」「お金を払えば、希望する病院に搬送してくれると思われ、傷病者と救急隊との間のトラブルが増えるのではないか」といった指摘があるなど、導入には多くの課題があることから、現時点では、高齢者の救急車利用の有料化は適当でないと考えます。	
438	令和3年1月27日	令和3年4月16日	日本学術会議の解体	標題の通り。今の日本に意味をなさない団体を養う力はないため、即時解体を求めます。	活動内容が不透明で推薦されるメンバーの選考基準も不透明。まさに権威主義の象徴。独立して活動したいのであれば学者たちが独自に予算を作るべき。税金で賄う意味が全くない。毎年10億円も使われていたことに驚いた。無駄。	個人	内閣府	番号413の回答を参照してください。				
439	令和3年1月27日	令和3年4月16日	日本学術会議は民間に移譲すべきでは	今般、菅総理が任命拒否したことにより、日本学術会議なるものが公的機関として存在することを知り、今朝の報道番組でも取り上げられていて、Web上でも様々な方が解説してくれています。それらを見ると、学術会議は本来の設立の趣旨から逸脱した提言などを行って来た事を知りました。今回拒否されたメンバーも学者ではあるが科学者でなく、任命拒否は妥当なご判断だと感じています。そこで、提案ですが、学術会議は民間に移譲し、その予算をより有効活用されるは如何でしょうか。ご検討願います。	上記にあるように、学術会議は本来の目的から逸脱した提言を行っており、軍事関連研究の禁止に関する提言などは、学問の自由、研究に自由を制限するもので、不適切だと考えます。今回拒否されたメンバーの様に、科学者では無い学者も多く、政府を批判するための活動機関になっているようです。そのような活動に税金を投入するのは不適切であり、政府から離れ、それこそ自由に活動して頂いた方が良いのではないのでしょうか。	個人	内閣府	番号413の回答を参照してください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
440	令和3年1月27日	令和3年2月18日	防衛省航空自衛隊における早期退職募集制度の適正な運用について	防衛省航空自衛隊において早期退職募集制度の目的等を周知徹底するとともに、一部の階級及び年齢のみに偏った現状の募集をやめ、航空自衛隊の更なる発展のため、全有資格者に対し公平適切に募集を実施し、本制度の適切な運用を求めるもの。	現在、防衛相航空自衛隊においても早期退職募集制度は運用されているものの、現状は募集対象者はそのほとんどが定年間際のVIP(空将、将補、1佐)のみであり、以前の勲奨退職制度(例えば航空幕僚長が交代し、総隊司令官より防大期別が後輩期になると、総隊司令官は退職するとういゆる肩たたき)とほぼ同様であり、一部の高級階級だけが有効に活用しており、また、一部他の階級層での募集状況についても定年直前の者を対象にしたものしかなく、本制度の目的である「職員の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ること」には程遠い状況です。 また、航空自衛隊においては本制度の運用による有能な人材流出を懸念する観点からあえて本制度を末端の現場部隊までほとんど普及していないのが状況です。 定年間際に人に対して本制度を運用しても目的に対して大きな効果はないものと考えます。「勤続20年以上、定年まで15年を減じた年齢以上の者」の条件に合致した比較的定年までの年数が長く残っている人に本制度を適用することで初めて目的は達成されると考えます。 これはまさに見えない規制であり、世間の批判を受けても仕方のない状況ではないでしょうか？本制度を一般社会及び他省庁と同様に適切に運用することで初めて開かれた自衛隊として国民の皆さんの理解を得られるものと思います。 従って、まずは本制度を末端の部隊まで広く周知するとともに、一部階級層及び年齢層のみならず、条件に合致した幅広い階級及び年齢層に対し募集をすることで本制度を適切に運用していただきたいとの理由から提案させていただきます。	個人	防衛省	早期退職募集制度は、各省各庁の長等が、次に掲げる事項のため、定年前に退職する意思を有する職員に対して行う募集となります。 ① 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年前15年の年齢(退職時において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢)以上の年齢である職員を対象として行う募集 ② 組織の改廃又は官署若しくは事務所の移転を円滑に実施することを目的とし、当該組織又は官署若しくは事務所に属する職員を対象として行う募集	国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号) 早期退職募集の実施に関する訓令(平成25年防衛省訓令第40号)	その他	防衛省においては、国家公務員退職手当法の規定を実施するため、「早期退職募集の実施に関する訓令」を定めており、防衛省ホームページにも掲載して広く周知しています。 この中で、防衛大臣の委任を受けた早期退職募集実施権者(航空自衛官については航空幕僚長)は、職員の年齢別構成の適正化を図る等の観点から、早期退職募集を適正に実施するものとし、早期退職募集を実施するにあたっては、募集実施要項その他当該募集実施要項に関する事項を募集の対象となるべき職員に周知しています。 ご提案である「本制度を末端の部隊まで広く周知するとともに、一部階級層及び年齢層のみならず、条件に合致した幅広い階級及び年齢層に対し募集をすることで本制度を適切に運用していただきたい」について、前述のとおり引き続き「募集の対象となるべき職員への周知」を行い、「職員の年齢別構成の適正化を図る等の観点から、早期退職募集を適正に実施」してまいります。	
441	令和3年1月27日	令和3年3月9日	大学生の授業料免除・入学金免除制度における日本人と留学生の予算二本化	国立大学の授業料免除・入学金免除は、日本人、留学生を問わず、税金を原資とする授業料免除予算によって執行されます。この予算を二本化し、日本人と留学生で分けることを提案します。	日本人については確定申告、源泉徴収票、所得証明書等を駆使して詳細な家計が把握できる。 一方、留学生については、母国から書類を取り寄せようにも限界があり、ほぼ自己申告に基づく通報等の写しを根拠とする他ない。このため、海外の富豪の子弟が数多く授業料免除等を受けている現状がある。 しかし、予算が一本立てになっている以上、各大学の建前として、国籍を問わず平等な基準で審査せざるを得ない。 このため、結果的に、膨大な予算が海外の富豪の学業支援のために用いられることとなる。 なお、国立大学の留学生は8割が中国系であり、以前閲覧した中国の新聞記事には、日本の大学院では経済的に困窮しておらずとも容易に授業料免除が受けられるため、ねらい目等のことが書かれていた。	個人	文部科学省	文部科学省では、高等教育の修学支援新制度による支援に加え、国立大学の教育研究の基盤を支える渡し切りの国立大学法人運営費交付金により、各大学が独自に実施する授業料等免除の一部について支援を行っているところです。 各国立大学が独自に実施する授業料等免除の制度(対象者や基準等)については、各大学が自大学の状況等を踏まえ、自らの判断により設計し、国立大学法人運営費交付金以外の様々な財源も活用しながら運用しています。 したがって、御提案の「予算を二本化」すること、各大学の独自の授業料等免除制度の在り方は、制度上、関連を有するものではありません。	なし	事実誤認	制度の現状欄に記載のとおりです。	
442	令和3年1月27日	令和3年4月16日	日本学術会議について	前例主義・権威主義の塊だと感じています。学術会議が推薦した学者を学術会議の会員すること自体がブラックボックス化していると感じています。戦後すぐの出来た法律で運営している機関を見直すべき時期に来ているのでは？	前述しましたが、学術会議の推進で会員が決まること自体、プロセスが不透明でありブラックボックス化しています。 また、コロナ禍の中学術会議はどのような提言を行い、どう活動して成果を出したのか判りません。 また、大学や研究機関に対して圧力団となっていると一般国民であるこちら側にも漏れ聞こえてきます。 この学術会議を廃止することで年間10億円近くの国費が削減できます。 諸外国のように政府に頼らずに、学者自らが手弁当で活動を行うべきだと考えます。	個人	内閣府	番号413の回答を参照してください。				
443	令和3年1月27日	令和3年4月16日	縦割りによる知的財産保護への弊害	著作権法・不正競争防止法等、日本の知的財産(特に輸出益が莫大なアニメ・ゲーム関連)の保護が省庁間の連携が取れず10年前から状況が変わらないか法改正が遅れ(足並みが揃わない)省庁間で意見がずれ必要な法改正が妨害される)国内のコンテンツを保有する権利者及び関連企業の知的財産の侵害が放置される傾向がある。	2年前の漫画村騒動における問題で浮かび上がったIT企業が間接的にコンテンツ産業に巨額の損失を与える害悪な行為をほぼ黙認している事に本来それらを管轄すべき経済産業省・総務省がほぼ無力であった事、漫画村(いわゆるリーチサイト)の根本的対処を盛り込んだ法改正を文化庁が管轄する文化審議会で何度も提案されていたにもかかわらず今まで法改正にすら着手していなかった。 IT企業が間接的にコンテンツ産業に巨額の損失を与える害悪な行為の例としてはドメイン売買とCDN(コンテンツデリバリーネットワーク)の不正利用が挙げられる。 今現在も日本国の知的財産を海外から侵害している例として海外(米国のカリフォルニア州やアリゾナ州)拠点のサーバーに日本の知財であるゲーム・アニメ・漫画の違法コピーデータを保管し、著作権侵害サイトはおろか児童ポルノ売買サイトにすらドメインを貸与するカナダ企業と漫画村で悪用されたCDNの「CloudFlare」を利用して日本向けに違法ダウンロードや違法コピーコンテンツの公開を行い続けている。 これ等の対処には著作権法・不正競争防止法の抜本改正が必要であり、経産省と総務省、著作権法を管轄する文化庁が連携してIT企業の規制・違法行為摘発をする必要があると思われま。	個人	内閣府 文部科学省 経済産業省 総務省	令和元年10月に、海賊版対策に関わる関係省庁の連名で「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表について」をとりまとめ、公表しました。当該対策メニューは、著作権教育・意識啓発、国際連携、国際執行の強化、海賊版サイトへの広告出稿抑制等、関係府省庁や関係者が幅広く連携しながら、段階的・総合的に対策を実施していくことを内容としたものです。当該対策メニューに基づき、第201回通常国会において、これらの規制を含む「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律(令和二年法律第四十八号)」が可決・成立しました。「リーチサイト対策」については、令和2年10月1日から、「侵害コンテンツのダウンロード違法化」については、令和3年1月1日から施行されています。		対応	今後も「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表について」に基づき、必要な取組を進めるとともに、それらの取組の進捗や効果等を検証しつつ、当該対策メニューを更新し、着実に対策を進めていきます。	
444	令和3年1月27日	令和3年3月9日	公立小学校の都度現金徴収の廃止	公立小学校での都度現金徴収をやめ電子マネーを導入する。少額決済のため手数料が割高になるので、競争入札による業者選定やプリペイド方式などの工夫が必要。	公立小学校では1~2か月の頻度で教材費を現金でお釣がないように袋に入れて持たせることが必要になります。また、その金額が984円だとか、1,989円だとか手持ちがない金額のことが多くそのたびに、わざわざ買い物に行き、普段使わない現金で買い物をして小銭を手に入れなければならない。また、集めた現金の過不足チェックなど学校側も膨大な工数がかかっています。	個人	文部科学省	各学校で管理されている徴収金については、それぞれの学校で管理方法を決められているものと承知しています。	なし	現行制度下で対応可能	徴収金の管理については、各学校で定められているものであり、運用の仕方によって改善が図れるものと考えます。また、文部科学省としては、様々な機会に業務の効率化や事務負担の軽減に関しての取組を促しています。	
445	令和3年1月27日	令和3年2月18日	公務員の児童手当支給について	公務員以外の児童手当は市役所から支給されています。公務員は勤務先から支給されています。このため、各省庁の共済及び給与事務担当者は毎年6月に児童手当の事務処理に時間をとられます。市役所で一括に支給の方が合理的だと思います。公務員の児童手当も市役所から支給に変更してほしいです。	私が過去に官庁で給与事務を担当しておりました。毎年6月は賞与の事務もあり、繁忙であるところに児童手当の事務が重なりました。市役所側から官庁勤務の既婚の女性職員について勤務先で児童手当を支給しているかどうか問い合わせもありました。市役所側も公務員だけ外すという作業が毎年あると思います。なぜ公務員だけが勤務先で支給なのでしょう？児童手当についてはすべて市役所からの支給に変更してほしいです。	個人	内閣府	番号202の回答を参照してください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
446	令和3年1月27日	令和3年2月18日	出勤簿の廃止について	官公庁における出勤簿の廃止	民間では、ITで勤務時間を管理している所もあります。官公庁だけまだに毎日出勤簿に押印する必要があるのでしょうか？出勤簿の押印確認のために庶務担当者が毎日時間をとられています。出勤簿をIT化すると、庶務担当者の減員が可能となり、その人材を専門部署に配属することも可能になると思います。	個人	人事院 内閣官房	番号304の回答を参照してください。				
447	令和3年1月27日	令和3年3月9日	学部生の研究室事務作業規制の撤廃	学部生が研究室の事務作業において雇用することに対して、前例が存在しないことを理由とした、規制の撤廃による学生の雇用機会創出と大学教員の時間あたりの研究効率の改善。また、事務作業規制の撤廃による大学予算当たりの研究時間を向上させることで研究の質を高める。	これまで、国立大学において、学部生は経験や前例が存在しないという法的根拠が存在しない理由で、研究室の事務作業雇用を事務室が拒否してきた。この問題は単に前例が存在しないというのみで、拒否されてきており、これが実現された場合においては、学生の収入源確保と教授・准教授の研究時間の確保、学部生の研究に対する多面的理解の促進に繋がると確信している。今日において、学部生のアルバイト機会減少に伴う収入減少は深刻なものになっている一方で、大学教員の研究事務作業は裁量労働制や入退室記入、体調管理などによって忙殺されており、その負担を分散させることにつながる。また、これは結果として、学部生に事務作業を委託させることで費用当たりの研究時間効率を高めることにつながるため、同額の予算で効率性を高めることにつながると言える。	個人	文部科学省	学部生を研究室で雇用することを禁止する等の法令は存在せず、各大学において、各大学及び学生等の実情に応じて、学内でアルバイトを提供しています。	なし	現行制度 下で対応可能	学部生を研究室での事務に従事させるため雇用することについて法令による規制は存在しないところであり、各大学の判断により、学生の学修等に配慮しつつ、ご指摘の取組を実施いただくことが可能です。 また、文部科学省としては、新型コロナウイルス感染症の影響で、アルバイト収入が減少した学生に対して、TAや新入生ピアサポーター等、学内において提供できる働き口がある場合は、積極的に案内していただくよう、令和3年1月29日付通知「大学等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための取組の徹底について」により、各大学へ要請しているところです。	
448	令和3年1月27日	令和3年3月9日	国費留学生の国ごとのキャップ制について	全ての国費留学生に対し、一つの国・地域(地域とは台湾・パレスチナ)の学生が占める事ができる割合を最大5~10%に制限し、国費留学生の国籍とバックグラウンドの多様性を図るべきである。	特に大学院博士課程における国費留学生についてだが、日本人留学生に対する国費留学生の優遇(渡航費・学費・生活費の支援)は明らかに不均衡である。国費留学生の出身国が一定国、とくに日本に対し明らかに敵意を持つ国に偏っている。いわば、敵対国に対し支援金を送って、さらにスパイ活動をさせているようなものである。 また、大学の研究室によっては過半数の博士課程生が外国人である箇所も散見される。例えば大阪大学は大学としてベトナム等海外の国に学生の勧誘に積極的にでかけている。日本の若手育成の視点から見ると、あるべき姿と全く違うことをしており、日本国籍を有する若手研究者が育ちにくい状況になっている。国費留学生の存在は、このような歪みの一員となっている。 日本国に対し理解があり、好意的にとらえている元学生が世界の多くの国にいるのは日本の国益ではあるため、国費留学生制度を廃止すべきとまで強弁するつもりはないが、せめて全ての国費留学生に対し、一つの国・地域(地域とは台湾・パレスチナ)の学生が占める割合を最大5~10%に制限し、国費留学生の国籍とバックグラウンドの多様性を図るべきである。	個人	文部科学省	国費外国人留学生の受入れについては、我が国の在外公館からの大使館推薦では、外交的な観点を踏まえ、外務省と協議した上で、特定の国に偏らないよう国・地域を考慮した受入を行っています。 また、大学推薦においても留学生受入の重点地域を設定しており、重点地域以外の国からの推薦者数を推薦者全体の25%以下とすることにより、留学生が特定の国に偏ることがないように取り組んでいるところです。	なし	現行制度 下で対応可能	引き続き国費留学生が特定の国に偏ることがないように国・地域を考慮した受入を行っていく予定です。	
449	令和3年1月27日	令和3年3月9日	国勢調査の実施方法	国勢調査は自治体を介し、地域の方を調査員として実施されているが、昨今のプライバシー意識から訪問も拒否されるような状況である。特に都市部ではその傾向が強い。郵便局やヤマト運輸などのほうが、普段から各戸の状況を把握しており、見ず知らずの調査員が訪問するより、抵抗感がない。そこで、郵便局やヤマト運輸に委託して各戸の状況を把握するとともに、調査票の投函をしてもらえばよいのではないかと。	より正確な調査ができることにより統計の精度が高まる。	個人	総務省	国勢調査の調査員は、町内会や自治会の推薦、一般からの公募など地域の実情に応じた方法により、市町村において募集活動を行っています。 調査を円滑に行うため、共同住宅、社会福祉施設等における調査員事務について、管理・運営団体に委託することを可能としています。	国勢調査令	その他	今回の実施状況を検証し、次回以降の調査に結び付けてまいりたいと考えています。	
450	令和3年1月27日	令和3年3月9日	交番での遺失物届における写真の共有に関して	交番で遺失物届を出すと、文書は共有されるが、犬猫が行方不明で、遺失物届を出す場合、犬猫の写真はその管轄の警察署でしか共有されない。他の管轄の警察署まで写真が共有されないのは何故か。共有する際に、写真やそのデータを読取や転送ができるシステムがあれば、管轄が違うからと言って、別の交番や警察署に行かなくても済むのではないかと。	猫が行方不明になったので、近くの交番に行ったが、警察官が不在だった。そこにある電話で話をしたら、「人のいる〇〇交番へ行ってくれ」とのこと。しかし、歩いていける距離ではなく、電車を使うほどの距離。そこで、別の交番に行ったら、「遺失物届は受理されるし、他の警察署にも文書で共有されるが、あなたの家の辺りの管轄じゃないから、猫の写真付きの遺失物届は、あなたの家の管轄である警察署で出さない」と言われた。管轄が違うと、写真の共有もできないほど、アナログなシステムなのか。家が色んな警察署の管轄の境目で、猫の行動範囲には、他の警察署の管轄もあるので、また別の警察署にも行かなくてはならない。 遺失物届の文書だけでなく、写真やデータもその場で読取り、転送をして、共有できないのかと思ったから。 利便性の向上をお願いします。	個人	警察庁	警察署長は、遺失者から物を遺失した旨の届出(遺失届)を受けたときは、遺失届出書により受理し、直ちに受理番号を付すとともに、物件の種類及び特徴、遺失の日時及び場所その他必要な事項を書面に記載し、又は電磁的に記録します。 また、当該遺失物とその種類、特徴その他の事項からみて同一のものと認められる拾得物件の有無を確認します。 遺失物の情報は、それを受理した都道府県警察の管轄区域内において共有されるとともに、遺失場所が他の都道府県警察の管轄区域に及ぶ場合には、当該都道府県警察とも共有しております。 システムは都道府県警察単位で整備されており、一部の都道府県警察では、遺失物の情報として写真(画像)情報を登録できるシステムが整備されています。	遺失物法施行規則(平成19年国家公安委員会規則第6号)第5条、第7条及び第8条	対応	現在、都道府県警察ごとに整備されている遺失物や拾得物件を管理するシステムを統合する予定であるところ、本システムでは、写真(画像)情報の登録を可能とし、他の都道府県警察でも情報共有できる仕組みとする予定です。 なお、本システムは、令和4年度中に一部都道府県警察において運用を開始し、令和8年度末までに順次全国に拡大していく予定です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
451	令和3年1月27日	令和3年4月16日	「日本学術会議」の改革	各層の研究者の提言を政府が政治上参考にする事は大切なことです。▼しかし、全て国費が費やされては対等な立場での提言は出来ず、任命されないと「学問の自由」が侵害されたと、云われなき誹りを発する騒ぎを起こす非常識さ▼G20各国の内どれだけの国の学術会議が国庫補助金等公金90パーセント以上で運営されているか再確認すべきです。甘えの構造がここにあります。▼そこには既に利権が生まれ、政府お墨付き学者の権益を守ろうとしている。学問は自由にすれば良い。しかし、国益に反する事は国を亡ぼす学問になります。▼年金も発生しているとしたら国民は絶対許さないと。▼	「日本学術会議」運営は、基本的に会議会員相互の会費制にし独立運営する。会員相互の選任投票で会長・理事・委員行えば、国に対する「提言」も独立した付度の無い意義あるものとなるでしょう。▼研究費については、研究内容・研究者の来歴を政府が吟味して、技術立国の先進技術等が安全保障上守られる事を立法化して補助すべきで、間違っても中国の「百人計画」の一員に染まらない様にすべき、頭脳流失を政府が保護・コントロールできるようにすべきです。▼若い学者の存在が阻害される組織は、学問優先の学術会議としては適当ではなく、一定のレポート結果を見て能力・安全性が確認されるべきです。企業の研究者も尊重されるべきです。▼学術会議員が他の研究所・機関・研究員を排除・排斥（いじめ防止）を防ぐべきです。▼「学問の自由」を守る事は当然とし、国益の為に「法の支配」と「自由で開かれたインド太平洋」の推進、「クアッド プラス」による開かれたアジア地域を作るため、反する勢力下に従属・研究しているかを、現法律下において視察・取り締まり司法部署（経済産業省）を育てる。▼東大生500万円その他の公立大学100万円等、大学の「学生対象補助金」を学問への貢献度による公平配分と大学の研究室「研究費」の補助金の使途管理。	個人	内閣府	番号413の回答を参照してください。				
452	令和3年1月27日	令和3年3月9日	教職員採用時の犯罪履歴の照会	教職員による、わいせつ等など犯罪歴の有無に対して、採用時に調査できる様にしたい	教員によるわいせつ等の犯罪から子供達を守る為	個人	文部科学省	教育職員免許法の規定により、禁錮以上の刑に処されたり、懲戒免職処分を受けたりした場合等に教員免許状は失効し、当該失効情報は官報に公告されることになっており、さらに、こうした教員免許状の失効情報を、教員採用権者が簡便に確認できるようにした「官報情報検索ツール」を提供する等の取組を実施しているところです。	なし	その他	教員採用権者においてより適切な採用選考に資するよう、今後、省令（教育職員免許法施行規則）を改正し、懲戒免職の事由が児童生徒等に対するわいせつ行為であることが判別できるようにする予定です。	
453	令和3年1月27日	令和3年2月18日	国家公務員の給与支給体系を年俸制にする	国家公務員の給与を年俸制として、期末勤勉手当を廃止する。	国家公務員にボーナスを支給するのはおかしいという世論があるが、そもそも期末勤勉手当はボーナスではなく、民間の商慣習に合わせてこのような支給体系をとっているだけである。国民の誤解の根源を断ち、国家公務員が無用な批判にさらされることのないよう、国家公務員の給与は年俸制にして、期末勤勉手当の支給を廃止すべきである。これにより、期末勤勉手当に係る年二回の支給コスト及び人事院勧告に係る事務等が削減できる。	個人	人事院内閣官房	国家公務員には、憲法で保障された労働基本権が制約されていることから、その代償措置として、国家公務員法は、国家公務員の給与について、国会により社会一般の情勢に適應するように随時変更することができるとしており、人事院には、その変更に関して勧告する責務を課しています。この勧告では、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本としていますが、これは、国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、公務においては、民間企業と異なり、市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、その給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによるものです。このため、ボーナスについても、民間の年間支給割合に国家公務員の期末・勤勉手当の年間支給月数を合わせることを基本としています。	国家公務員法第28条	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。	
455	令和3年1月27日	令和3年4月16日	日本学術会議の廃止の提案	日本学術会議は、1949年に発会された組織です。現在は、内閣府の特別の機関ですが、70年以上過ぎた現在は既にその使命を終えていると思います。今回、学術会議の会員から推薦された新会員が、内閣総理大臣に6人が任命されなかった。と大騒ぎになっています。学者の独立した機関と主張するならば、日本学術会議は解散して、新たに自分達で基金を募って設立すべきです。政府は、その時々により、学者の独立機関の意見を参考にしたり、必要があれば、専門分野ごとに諮問委員会を立ち上げれば、済むことだと思います。	日本学術会議は、1949年に発会された組織です。当時は、日本が太平洋戦争に突入したことを反省して発会されたと認識しています。70年近く過ぎた現在、当時の国際情勢と現在の国際情勢は、大きく変化しています。米ソ冷戦の終結、強大化した中国の軍力を背景に南シナ海に軍事拠点を造り、東シナ海尖閣諸島の領海侵入を繰り返す、北朝鮮は核兵器や弾道弾ミサイルで挑発を繰り返す時代です。こうした時代に、旧態依然とした組織が変わらず残っている方が、時代に合っていない。また学術会議の会員は、現会員から推薦され、任命者の総理大臣が形式的なものとは、全く納得出来ません。学者は、全国に8万人いると言われているのに、なぜ、現会員だけが推薦出来て、各大学から推薦を受けないのか、その推薦理由も国民には、公表されていません。ましてや、年間10億以上の税金が投入されているにもかかわらず、学者の独立した機関と主張するならば、自分達で基金を募って設立すべきです。大変無駄な税金の使い道だと思います。即刻、日本学術会議を解散して頂きたい。	個人	内閣府	番号413の回答を参照してください。				
457	令和3年1月27日	令和3年2月18日	基幹統計(国勢調査等)の調査方法刷新	調査員の訪問、調査票配布・回収の原則廃止。	定額給付金の給付と同様、住民基本台帳登録者への書類郵送による調査票返信またはネット回答への依頼、周知により8割〜9割は回答への協力が見込めるのに、前世紀の遺物ともいえるマンパワー頼みに固執し、人材時間を多大に浪費している。回答拒否または未提出者のみ、国が一般競争入札で委託する業者が対象世帯またはマンション管理組合等を訪ねる。調査員の募集〜報酬支払・振込までの一連の業務が廃止されることで、これまで地方自治体の本来の仕事に阻害してきたものが減る。	個人	総務省	番号76の回答を参照してください。				